

午前10時 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 大森和夫君、5番 前田千代子君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、12番 北出寧啓君の質問を許可します。北出君。

12番（北出寧啓君） おはようございます。それでは、直ちに一般質問に入らしていただきたいと思っております。市民わの会でございます。

それでは、まず初めにNPM、行政評価から始めたいと思っております。

ニュー・パブリック・マネジメントは、そもそも企業経営から学び、発展を遂げてきました。本年4月1日に施行された政策評価法も、もとをたただせば企業の業績評価を範にしたと言えるでしょう。この業績評価には経営と執行にかかわる内部評価と、専門家と市場による外部評価があります。

内部評価は現場での自己点検と改善活動ですが、行政機関では内部評価は施策評価、執行評価としてあり、本市では当面、事務事業評価、コスト評価を行おうとしているわけです。ありていに言えば、業務の効率化、近代化を目指すということです。

旧来、地方自治法にも最小の費用で最大の効果を求めていましたが、残念ながらニュージーランド、イギリスなどでの行財政改革運動がNPMとして集約されてくるまで、大きな成果を伴う科学的な方法はほぼなかったと言えます。

今回、行政評価を始めるに当たって、市は外部委託をするということですが、三重県で北川知事が事務事業評価を始めてから既に6年が経過しています。当初の事務事業評価表は、今から見ると

具体性に乏しくわかりにくいものです。北川知事のもとで実際に事務事業評価を指揮した梅田次郎さんに直接お聞きいたしました。その目的は情報公開というより職員の意識改革、つまり職員文化の向上にあったということです。

今、自治体DNA革命で有名な福岡市も、日本のNPMの牽引車の一人で行政評価法の制定にかかわった上山信一氏、JR九州の石井幸孝氏、並びに三菱総研等に協力を要請していますから、外部委託は結構ですが、委託するに当たってどのような戦略枠組みをお持ちなのか、お示し願いたい。

つまり、今、日本を席卷するNPMによる自治体間競争で主題となっているのは戦略論議であって、政策評価法が出たから委託業務で事務事業評価をではなく、首長、管理職が政策、施策を包摂する戦略を構築し、その具体化の中で委託業務を行うとともに、かつ全職員に対して明快な説明とコンテンツの周知徹底を図らなければなりません。

委託業務の往復での時間稼ぎはゆめゆめしてはいけません。ここにPDCA、つまりプラン・ドゥー・チェック・アクションの循環を起こさなければなりません。原課の課長、係長、係員だけに事務事業評価、コスト評価をゆだね、首長、管理職が手をこまねいて傍観している、無責任に自分の役割を棚上げにしている、では世も末です。まさしく市長の戦略にかかわる領域であり、この際市長のお考えを求めます。

福岡市では待ったなしの行政評価を始め、まずは管理職の研修をスタートさせたわけですが、下手をすれば向こう3年間は原課の事務事業評価に終始し、顧客主義に立脚した市民サービスにつながらず、行政評価は終わったと宣告しかねません。

さて、事務事業評価、コスト評価が市としてはどこまで準備が整ってきているのでしょうか。ともあれ、取り組みに当たっては、パイロット・アプローチ、つまり1部署を選択し、先導的に評価作業を行うべきです。机上の論議は非生産的であり、ともかく行動を起こし、指針を獲得すべきです。

第2点、教育行政について、週5日制と地域協議会についてお尋ねします。

旧来の教育課程を暗記主義、受験偏重というこ

とで批判され、ゆとりの教育が問題となったのは高度成長が行き詰まった時期と一致します。皮肉なもので、時代は大衆消費社会に移行し、バブルの崩壊の結果としての我が国の目的喪失と威信の解体もあって、子供たちは文部省、学校よりはるかに早くいわゆる画一教育を凌駕し、浅田彰風に言うならば、リゾーム状に解体しつつ学校から遁走を開始していたのです。

ここに2つの問題が生じています。日本の生徒の急速な学力低下をどのように受けとめ、対応策を考えるのか、これが1つ。もう1つは、週5日制の中で、家庭、地域に戻った生徒が生きる力を身につけるためにどのような環境づくりをするのかということです。

第1の問題に関連して、例えば平均的中学生の1日の家庭での学習時間が40分、読書時間が15分、テレビとゲームの時間が2時間と20分ですが、この現状で基礎学力の習得をどのように組織するのでしょうか。小学校6年間で約1,000時間の授業時間がなくなり、自然と社会から断絶したゲームというバーチャル空間で時間の大半を消費する子供たちは、ますます学力を低下させています。

次に、彼らを公教育のコンテクストにいかに関導するのか。つまり、彼らが過酷なグローバリズムの時代に生きるために、いかにして市民の良識と教養を手に入れるのかということです。週5日制は、公教育を専らとする学校が、高度成長期に国民から暗記主義、画一主義の批判を受けて、学力低下に歯どめがかからないのを承知の上で、地域社会、家庭、そして自然に教育の一部をゆだねた形だとも言えます。

したがって、地域、家庭では、学校の授業では習得が難しい共感、寛容さ、正義、公の精神などをはぐくむことが主な課題の1つになってきます。地域協議会の位置が見えてくるように思いますが、今後の取り組みをお示しください。教育委員会及び学校は、ますます難題を背負うことになってきているのです。

続いて、3歳児教育について。

七、八年も前になるでしょうか、元寺田園長は退職前からかねがね3歳児教育について熱く語っ

ておられました。三つ子の魂とはよく言われることです。実際、私立砂川幼稚園では既に3歳児教育を始め、全域からバス通学で生徒を募集し、今では市の全公立幼稚園の児童総数に匹敵しています。

今回の教育問題審議会の重要課題の1つが3歳児教育であります。もはや、園の統廃合をも含めた全体の戦略プログラムを練った上での施行の段階に来ていると思いますが、現状をお示し願います。

続いて、開発行政について。

何の成果もないままに放置され、公債費に押しつぶされている市民の里や砂川駅前開発あるいは中央公園用地、多くの反対を押しつぶして強行した牧野公園など、市民感情は怒りとあきらめの間を揺れ動いています。今、市民の幸福から乖離した農業公園事業が開き直りのように続けられ、追い打ちをかけるように48億円の火葬場計画が出されてきました。

砂川駅前開発、牧野公園、農業公園、中央公園、そして火葬場、これらは豊かな財源があれば、破綻も含めて市民はまだ許してくれるかもしれない。しかし、校舎や園舎の建てかえ、修繕に今後10億円単位の費用を毎年支出せざるを得なくなる。あるいは給付政策にかわる多様な福祉政策の展開を図らなければならない。そのためにはもやりの市民参画論やパートナーシップ論を持ち出さざるを得ない。あるいは、四、五年の間の退職金も支払えそうにないほど切迫している。そうした事態の中で、なぜこのようなむだで、かつ無謀とも言える公共事業に執着するのか。これを市民が許すと考えているのか。進行中の農業公園あるいは未来形の火葬場に絞って答弁を願いたい。

続いて、雄信地区の下水道整備計画について。

公共下水道の流域幹線は、人口が密集し、集中浄化槽が整備されている新家へと展開しています。この事業は下水道戦略として一定の正当性を持っていますが、逆に過疎地域である馬場、幡代の下水道計画は今どうなっているのか、施工計画を含めてお聞きします。

最後に、市長選挙について。

4月の市長選挙について何点かお聞きしたい。

地方自治は住民自治と団体自治とがあり、当たり前の話ですが、市長は地方自治体の長であって、間違っても住民自治の長ではありません。区長会はその本性からいって自治会連合会であり、システム論的に言うと自治体というシステムの外部にあり、システムにとっては環境にしかすぎません。

ただ、付随的に問題として、行政活動、つまり住民サービスを円滑にするため、市が各区に事務委託費を支出して、行政事務の代行をお願いしています。したがって、靖国参拝する大臣のように、いかに肩書を使い分けようが、区長会を利用した市長選挙は二重の意味で許されるものではありません。

本源的にはそれは明らかに住民自治への侵害であり、次に市は区長会並びに各区に事務委託費等を支出している補助金団体であり、かかる団体に押しなべて選挙運動を要請することは、公職選挙法136条にある公務員の地位利用に当たると考えられます。

さらに、市長の後援会の副会長が区長連絡協議会の会長であり、かつ岡田公民館の館長として百数十万円の報酬を取っていました。これについて市長はどうお考えなのか、御答弁願います。

以上、壇上より質問を終わりたいと思います。  
議長（角谷英男君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。  
市長（向井通彦君） 私の方から、行政評価について御答弁を申し上げます。

行政評価システムは、職員みずからが現状を認識し、現状に危機感を持ち、行政課題を発見することであり、改善、改革を行っていくための、また市民の視点による成果志向へと職員の意識改革を図るための有効なツールであると考えておりました。導入について検討を行ってまいります。

行政評価の導入に当たりましては、導入によって事業の見直し、縮減、廃止等の効果が考えられるため、現在の財政危機を考えた場合、できるだけ短期間での導入が必要であるという認識を持っております。

しかし、我が国での行政評価という手法の歴史が浅いこともあり、行政評価の導入に当たりましては、検討体制、評価体制の整備や評価担当職員

の理解を得るための研修など事務の煩雑さが見込まれることや、手探りで本市にとって有効な手法を検討していかなければならないことなどによりまして、ある程度の期間を要するものと考えております。

また、行政評価を導入すること自体が目的ではなく、行政評価は行政システムを大きく変えるツールであり、行財政改革を推進していくための土台づくりとして全職員が取り組み、十分な検討を踏まえた上で本格的な導入を図るべきであり、早急な導入は避けたいと考えております。

また、現段階では行政評価の導入や実施方法に一定のルールがなく、できるだけ円滑に導入していくために、行政評価についての知識やノウハウのあるコンサルタント等の支援や助言を受けながら導入を進めてまいりたいと考えておりますが、すべてをコンサルタント等の第三者機関にゆだねるのではなく、職員がみずから考え、将来的に運営していくためのノウハウを組織的に蓄積することが必要であるため、職員による自主的な取り組みを中心とした方法で導入を図ってまいりたいと考えております。

行政評価の基本は、事務事業をプラン・ドゥー・シー・チェック・アクションの流れの中で評価を通して絶え間なく改善していくことにありまして、このいわゆるマネジメントシステムサイクルが行政評価の制度として行政運営に組み込まれ、行政運営のための基本ツールとして定着して、初めて行政評価システムとしての機能が発揮されるものと考えておりますので、今後着実に導入を図ってまいりたいと考えております。

また、総合計画の中では、行政活動は政策、施策、事務事業の三層構造として成り立っており、政策という目的を達成する手段として施策は位置づけられ、施策という目的を達成するための手段として事務事業は位置づけられております。

行政評価を機能させることで事務事業や施策が上位の目的を達成するための手段として適切であるかが判断され、総合計画の実現に向けて重点的に進めるのはどれか、限られた財源をどのように配分するかなどの経営戦略的な活用を図っていかれるものと考えております。

行政評価にすべての職員が取り組み、限られた財源をより効率的に配分し、行政サービスを効果的に行うことで、市民ニーズに的確に対応できる行政運営システムの構築を強力に推進してまいりたいと考えております。

また、行政評価は行財政改革を推し進めるエンジンとして重要なツールであると考えておりますので、強力なトップダウンのもと、その導入に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、選挙の御質問もございましたけども、何人も思想、信条の自由があります。したがって、私を応援していただいた方々については、一個人としてその思想、信条の自由の中で判断をしていただいたものと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 議員御質問の学校5日制につきましの御答弁を申し上げたいと思います。

平成4年9月より月1回で始まりました学校週5日制でございますが、本年4月から完全実施されました。この学校週5日制の趣旨は、学校、家庭、地域が一体となって、生活全体で子供たちにみずから学びみずから考える力や、豊かな人間性などの生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すところにあります。

土曜日、日曜日というゆとりのある生活時間の中で、子供たちは望むようなより多彩な生活体験、社会体験、自然体験などを楽しみながら行えるようになります。自分の趣味や特技を伸ばしたり、家族と一緒に過ごしたり、家庭の手伝いをしたりと、学校ではできない体験ができます。学校での教育活動、それがベースにはなっております。そして、その体験が思いやりや道徳心や正義感の育成につながってまいるといふふうに確信いたしております。

教育委員会では、市内公共施設での行事案内や保護者向けパンフの配布により、その趣旨の理解に努めているところでございます。今現在、市内4中学校区ごとで立ち上がっております地域教育協議会の学校、家庭、地域が連携して、地域の子供は地域で育てるといふ趣旨と、学校週5日制の趣旨とは共通するものがございます。そこで、教育委員会では、子供に豊かな体験をさせる取組

みを休日にも実施してもらうよう、地域教育協議会に働きかけているところでございます。

どうぞよろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 大前財務部参与。

財務部参与兼行財政改革推進室長（大前輝俊君）

私の方からは、行政評価の中で試行評価について御答弁申し上げます。

行政評価システムを円滑に導入していくために、今年度庁内検討の組織を設置してまいりたいと思っております。そして、幾つかの事務事業を行政評価モデル事業として抽出いたしまして、試行的に評価を行っていくことが必要ではないかと考えております。

これは、職員が行政評価シートに記入することで、書きにくいところやなぜ書きにくいのかなど実際に体験することで、問題点や課題を見つけることにより行政評価に対する手法の検討や理解を深めることが可能となり、本格的な導入に際しての職員への負担や混乱を軽減できるのではないかと考えております。

また、試行的に評価を行うことによりまして、評価結果が市民にも理解されやすいような評価表の設計にも反映できるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしく願いたいします。

議長（角谷英男君） 中野指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 3歳児保育に関する北出議員の御質問について御答弁申し上げます。

3歳児保育に関しましては、平成3年3月に第3次幼稚園教育振興計画が文部省によって策定されています。その中で、平成13年までに入園を希望する3歳から5歳までのすべての幼児を就園することが目標とされていますが、実際計画が達成されていない市町村が多いのが現状であります。

本市が平成14年3月に行った泉南市立公立幼稚園の3歳児保育に関するアンケートによりますと、3歳児保育を希望するという回答は、全体の54%に上っています。すなわち、子供たちの発達段階や保護者のニーズ、そして幼稚園の果たすべき役割を考えると、泉南市立幼稚園における3歳児保育を段階的、計画的に実施していくこと

が必要であると考えています。

本格的な実施に当たっては、保育内容、学級定数、教員配置、施設設備、教材教具等のさまざまな課題がありますので、教育効果を高める観点から研究し、段階的、計画的な3歳児保育の推進を図るために、3歳児保育推進委員会を設置し取り組んでいく予定でありますので、よろしく御理解お願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 開発行政のうち、農業公園と下水道事業につきましてお答えいたします。

まず、農業公園についてでございますが、事業推進に当たりましては、開園時期を平成17年に延長したり、有利な財源確保として国庫補助事業の採択を積極的に受けるなどして、財政負担の軽減、平準化に取り組んできたところでございます。

平成13年度末時点で、事業費としまして53%の事業進捗となっております。現地も基盤整備はほぼ完了してございます。事業用地につきましては、全体用地費約13億4,000万円が確定してございます。そのような現状の中、補助事業の条件も踏まえ、今までに投資した財産をより有効に利用し、市民にサービスとして還元していくことが本事業における現時点での目指すべき方向であると考えてございます。ただし、現状のまま管理・運営していくことは、市にとって財政面も踏まえた長期的な負担となることは必至であります。

そこで、農業公園整備事業について民間事業者の経営能力、技術的能力等ノウハウを活用することにより、継続的に良質な公共サービスを提供し、安定的な市民利用を実現することが可能となり、もって長期的な市の財政負担低減に寄与することを目的として、その1つの手法であり、現在多くの地方自治体において検討がなされているPFI手法についての導入可能性の調査検討を行っております。

また、PFI手法の手法において、実施方針、PFI事業の評価・選定、民間事業者の募集、評価・選定においてその結果等を公表することとなり、事業評価がなされるとともに、事業の

透明性が確保されるものと考えております。

PFI法に基づく事業推進におきましては、一般に従来の方式に比べ時間と手間を要すると言われておりますが、補助事業の条件も踏まえ、平成17年の開園に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、下水道整備についてでございますが、府道堺阪南線や第二阪和国道から山手側の御指摘の馬場・幡代地区を含めまして、大規模開発団地から外れた旧集落につきましては、浜手の面整備並びに山手の幹線整備の概成後、順次認可区域を拡大しながら未整備区域の面整備を進めてまいりたいと考えております。

下水道の進捗見通しでございますが、泉南市の財政状況を考慮しなければなりません。おおむね平成20年ごろには府道堺阪南線から海手の地区において面整備が概成する見込みでございます。山手の幹線整備と合わせますと、下水道普及率はおおむね50%程度になる見込みでございますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 今、行財政改革のもとで一律5%のカットのような手法を使っているわけですね。ただ、問題点は、いわゆる現場の施策事務事業を細部において見ていない。残す施策とか打ち切り施策が見えてこないということがあります。

第2に、現場の事務事業評価の不在があります。5%カットということは、当然、やる気のある職員の士気が低下します。そして、今市民サービスの積極展開をその状況でも職員は図ろうとしている。しかし、予算がないということで、用紙1枚節約せよ、昼は消灯せよ、そういうことを言っている。その中で、行き詰まった農業公園とか、過日厚生消防委員会に報告があった火葬場48億円、これは単費ですよ。

今までは生活道路とか、側溝の費用が今2,000万円ぐらいです、年間、泉南市全域で。少ないじゃないかと。いやそれは単独予算だからできないんだと、大型公共事業は補助金がもらえるんだというふうな釈明をしてきた。

今回の火葬場は単費であると、85%は起債で

あると、15%が一般会計予算から出すと、こう  
いうことで、首長の公共事業の意欲は意欲として  
あるとしても、市役所がどう市民に対してあるの  
かという全体の枠組みの中で、職員には消灯せよ、  
節約せよ、自分は大型公共事業をとめない、こう  
いうことでは職員の執行意欲は上がるわけがない  
でしょう。

牧野公園のときも多数の職員が失望していまし  
た。ちょうどあのときは人件費を3億円削減した。  
そのときに3億7,000万以上の支出があった。  
これで今行政評価では、いわゆる市民を顧客とし  
て扱って、市民顧客満足度をどうするかというこ  
とが結果として求められているということがあり  
ます。

もう一方では、ESと言って、いわゆる職員の  
満足度がどうなのか。財政危機だから人件費を削  
減して、あるいはいろんな予算を削減する、一律  
カットする、しかし公共事業はやめなく続ける。  
そういう状況で職員のボトムアップができるのか。  
その点について答弁をお願いしたい。

議長（角谷英男君） 大前財務部参与。

〔北出寧啓君「いや、これは施策にかかわるこ  
とだから市長に答えていただきたい。政策に  
かかわることです」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いろんなことをおっしゃい  
ましたけれども、私どもは必要な公共事業を确实  
にやっているわけでございます。御指摘ありまし  
た牧野公園、あなたは毎日通っておられるかどう  
かわかりませんが、私はほぼ毎日あそこを  
通っております。

その中で、事後評価、すなわちどの程度利用  
いただいているかということもこの目で見ながら  
チェックをしてるわけでございますが、大変な御利  
用をいただいておりますし、昼は幼稚園児、保  
育園児が多数使っていただいております、まさに  
非常に効果のある事業だと、このように評価を  
いたしております。

それから、墓地公園の話も出ましたけども、現  
在看直し作業を行っておりますけども、前回の  
ものより1つは規模縮小する、それから切り盛り  
バランスをするということで、大幅な経費の削減案

にいたしております。さらに、墓地公園そのもの  
は先送りすると、当面火葬場だけ、もちろん進入  
路は要りますけども、それに特化して事業をやっ  
ていこうと、こういう方針でございます。

御指摘ありました職員満足度云々の話でござい  
ますけども、行政評価を導入しまして市民満足  
度の向上に立った行政運営システムを構築する  
というのは、当然私なりの強い意志によりまして  
管理職員指導のもとに、すべての職員がプラン・  
ドゥー・シー・チェック・アクションといういわ  
ゆるサイクルの中で担当現場が自発的に業務改  
善を行いまして、市民の視点による行政運営を  
行うことで、市民に役立つ仕事を行っていく  
という職員の満足度を向上させるということが  
組織風土あるいは職員風土の改善につなが  
っていくというふうに考えております。

また、前回の議会でも申し上げましたように、  
本年度から管理職、特に部長級につきましては、  
チャレンジシート制度を導入いたしまして、既  
にそれも開始をいたしております、今後私も  
含め進行管理をしていくと、このようにいた  
しているところでございまして、これからの  
時代に合った行政運営ということについて、  
先ほど言われましたその行政評価シ  
ステムの導入も含めて、十分にこれから  
効果を発揮していかなければいけない、  
このように考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） チャレンジシート云々  
おっしゃられたんですけども、そして議  
会として次の段階なんですけれども、  
評価するためのベンチマークとか  
いろいろあります。事務事業評価表  
あるいはチャレンジシート等を議  
会にどういう形で 執行機  
関としては議会及び市民に公開  
する義務はあると思うんです。  
その辺のシステムをどう構築  
されるのか。我々はまだバ  
ランスシートを見ただけで、  
この場合、全体のプロセス  
がまだ見えてこない、その  
辺についてどうお考えです  
か。公開という……。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御承知のよう  
にチャレンジシートとい  
いますのは、ことし1年間  
長期のものもあると思  
いますが、自分なりに  
目標を定め

て、それに向かってみずからが進行管理しながらその遂行を図っていくというものでございます。そこに記載いたしますと限りがない、たくさんあるわけでございますが、そこまではなかなかやれませんので、特にことし1年、自分の部はこれをしたいたいんだと、これをいつまでにやりたいんだと、そのためにはどういう手順でやるべきか、あるいは工程的にどうあるべきかということのみずからが示すというのがチャレンジシートでございます。これについて進行管理を行っていくというのが行政行為であるというふうに思っております。

それをどの程度議会にもということでございますけれども、当然議会に付すべき案件にもかかわってくる部分もございますから、そういう部分に特化して、また所管の委員会なりで御報告できるような形にしていきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） それでは、先ほど市長選挙で、各区長は自分の判断で行ったというふうにおっしゃられました。それでは、あなたはそうおっしゃいますけれども、実際例えば公職選挙法136条に補助金、交付金等の交付云々、そうした職務権限を有する公務員が関係団体、関係者等にその権限に基づく影響力を利用することを禁じております。この点についてどうお考えでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたように、そういう組織の長として入っているということではございませんで、あくまでも個人の立場での活動といえますか、その範囲内でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） それは松本議員もおっしゃったように、これは詭弁としか考えられないわけですが、それではうちの区長なんか2度も3度も来たということで、一応後援会役員として全区長に一定の集会参加等を呼びかけた、この事実についてはどう思われますか。これはどういうことなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 後援会活動についてここで申し上げるべきことではないと、このように考え

ております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） あなたの後援会活動のことであって、それはあなたの職務権にかかわる問題でありますから、あくまで答弁する必要はあると思います。

選挙管理委員会、この点についていかがお考えですか。地方自治体の多元主義に基づいて、政治的中立性や公正な判断で職務執行ができるように、選挙管理委員会は当然首長から独立しております。独立した選挙管理委員会の長としてあなたの御見解を求めたい。

議長（角谷英男君） 津野選管事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 御質問の点につきましては、区長会が動いたということ、どういう部分でお答えさしてもらったら選管としていいんでしょうか。逆にちょっと済みませんが。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 136条の2の地位利用に該当する事例として、補助金、交付金等の交付団体に対して、権限に基づく影響力を行使するという点についてどう思われますか。

議長（角谷英男君） 津野選管事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 済みません。この条文につきましては、一般的にその職務を有する職員ですね。例えば、極端な1つの例を申しますと、農業委員会なら農業委員会の補助金を持っている担当部局の職員なりその関係者が、そういう農協団体等にAという候補者ならAという候補者の推薦を依頼するとかいう部分の条項であって、区長会がどうこの条項ではないと私は考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 現職市長が補助金等を支出している団体に対して選挙協力要請をしている、あるいは後援会がその後援会の役員会に全区長を招集していったということについて、どう思われますか。

議長（角谷英男君） 津野選管事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 後援会が各団体に選挙の推薦等を依頼するのは、これは問題ないと考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） そんなことを聞いているんじゃないでしょう。区長会で要請した事実があるわけですから、例えば現職の首長がそういう要請をした場合はどう抵触しますか。

議長（角谷英男君） 津野選管事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 例えばの場合、本人が直接的に依頼をした場合については抵触する可能性があると思います。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） この問題は、その確認でまた次にやりたいと思います。

それで、課長試験を取りやめた。職員組合の反対で、議会に約束した課長試験を取りやめた。議会は市民の代表であります。我々に約束したことを取りやめたことについて、我々に納得のいく説明をいただきたい。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今、北出議員からの御質問でございますけれども、以前議会等にもこういう制度の導入をとということで説明をさせていただいておりました。この導入につきましては、14年度の昇格からすべく作業を行っていたわけでございます。

そして、この辺の要綱をつくって案内を配付したわけでございますけれども、何せ急激な切りかえということもあったというふうに思いますけれども、この要綱によります申込者が極端に少なかったということの中で、今回は従来どおりの選考での昇格という形をとったということでございます。

今後につきましては、当然議会等へも説明をさせていただいておりますように、改めてこの辺どのようにすべきかということについても十分調査なり審議した中で、この制度の創設については、我々としては取りかかっていたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 我々を侮辱するのも甚だしいと思いますが、じゃ部長、あなた組合に対して謝罪文書いたでしょう。どういう基準で謝罪文

をお書きになったのか、御説明ください。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） この件につきましては、当然職員組合との協議ということの中に入ってるわけでございますけれども、現実には我々としては、従来から労働条件にかかわることということで職員組合の協議の中に入れてたんですけども、事務的手続の関係で我々としてはその協議が前後したということの中で、職員組合に対して書類を入れさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 議長、今の部長の後段の説明が全く理解できないんですけども、明快にもう一度説明していただけるよう要請してください。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今、北出議員から言われました文書の関係でございますけれども、従来から労働条件にかかわることについては、労働組合と協議事項になっておるという経過がございます。

ただ、今回の要綱制定と案内の配付ということの中で、案内の配付が1月15日の日付で行ったわけでございますけれども、若干前後して組合へ事前協議をしたということの中で、この辺が前後したと。通常ですと、事前協議を先に行って、協議を調べて要綱、案内配付という形をとるんですけども、今回そういう我々としての事務的な手続の関係で逆転したという経過がございます、この点について、この事前協議については成立しなかったという経過がございます。

そういう関係もありますけれども、一応案内等を配付いたしておりますので、今回は締め切りまで申込者の数増等を待ったということでございますが、現実には申込者が少なかったということの中で、今回はこの要綱に基づく選考試験を行わなかったという経過でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） あなた方は議会に明言したことに對して、組合との交渉に毅然として、首長なりの今後どう改革するんだという枠できちっ



とした協議はできないのですか。しかも、例えば阪南市長にこの間お会いしましたら、組合とは自分が単独で交渉するというふうにおっしゃってました。市長はいかがなのですか。

大体お聞きすると、部長、助役等が組合との交渉に当たっていると。もう裸で、素手で、結局お互いの、例えば言えば旧来中央官僚も地方公務員も一定の蓄積した既得権があるわけです。それを見直さなきゃならない。そのためには裸になって、例えば労使協調委員会みたいな市民にも明快にわかる、そのようなレベルで首長が率先して協議に入る。だめなことはだめ、譲歩することは譲歩すると、そういうふうな手続をとれないのか。

見ると非常にあいまいで、しかも謝罪文を書いたということは、そしたらどの基準で労使協調

労働条件云々と書いてますけれども、もう1点補足的に、労働条件に課長試験が抵触するのかどうか、その点についてお答え願いたい。2点。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目について私からお答え申し上げます。

お話し合いの内容によって、それぞれ担当部局、あるいは部長あるいは助役、市長の場合がございます。内容によっては私も出ております。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今回の制度創設ということでございますから、組合員がそういう昇格試験を受けて課長級への昇格制度に移行するという形でございますから、当然組合員の職にかかわることということで、労働条件にかかわる部分だというふうに解釈をいたしております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） それでは、これは実際選挙中に起こったことなんですけれども、もう一人の候補者の選挙運動の中で、市長がその運動員に対して、選挙カーにポスターを張ってるのは違法だと、おまえどこから来たんやと宗男のような暴言を吐かれたというふうに言っております。実際の記事も全部私は所有しておりますが、その点がまず第1点、選挙カーにポスターを張る等は違法なんでしょうか。選挙管理委員会からの答弁を求めたいと思います。

議長（角谷英男君） 津野選管事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 選挙運動での個人が選挙で使う車について、ポスターの掲示については、一応範囲内として考えられると思います。ただ、街宣車ですね。確認団体等の街宣車に張るのはいかがなものかと考えます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 市長はそれを選挙違反であると、選管に訴えるぞというふうにおっしゃられたということですのでけれども、事実関係だけ確認しときたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） あなた当事者ではありませんので、両方の話を聞いて自分の考えをおっしゃっていただきたいと思います。

その件はちょうど駅頭で活動するときなんですけど、1つは相手候補のビラを張った移動式の立て看板を駅舎のところに立てかけておられたというのが1つでございます。

それから、もう1つは、街宣車だと思うんですけどね、に候補者のポスターを張っておられたので、これについては違反の可能性があるとしたら、選管に聞いてくださいと、よく聞いてくださいと、私の方からも選管に聞きますよということをお願いしたんですけどね。

以上です。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 市長のおっしゃることは理解できました。当然、双方から聞けばいいわけですから、今お聞きしてるわけですから、何の問題もないかと思います。そのときに泉南市の一般職員がビラまきを市長とともにしていたというふうにお聞きしておりますが、それは事実でしょうか。これは私は第三者から確認しましたんで、市長に事実関係を説明していただければと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 朝だと思えますけども、たくさんの支援者の方が出ておられましたので、確認はいたしていません。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 選管にお聞きします。もし現業職員でなく一般公務員がその地域の選挙活

動に参加したら、それは地方公務員法に抵触をしますが、しませんか。

議長（角谷英男君） 津野選管事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 一般職の職員が選挙に直接的なかかわりを持ちますと、地公法36条に抵触するものと考えます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 市長としてはたくさんの支持者が参加してるので、本庁の一般公務員が参加したかどうかは確認できないということですか。ちょっと御答弁お願いいたします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど答弁したとおりでございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 私としたことが浅はかで、資料をすべて家に置いてきましたので、議論がなかなか進めないで困っております。

1つ、それでは私人として首長は区長会の個々の人間に参加してもらったということですが、区長会の定期総会に市長が出られて、よろしくと、頼むと言ったというふうに確認してあるんですけども、その事実はいかがなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は十分自分の発言には注意をいたしておりますので、そのようなことは言っておりません。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 事実関係の確認は議会だけでなくできると思いますので、確認はこの程度でとめたいと思いますが、いかにおっしゃられても、住民自治の代表者である区長会に選挙応援を頼むということは、これは本来自治の侵害きわまりないと思います。あなたがこれからパートナーシップとか顧客主義とかいろんな論点から展開していく、これが今の日本の行政状況の趨勢ですから、やっていくわけです。その中で、住民自治をそうした形で介入し破壊するということ、私はそう考えます。許されるのかどうか。

例えば、あなたの後援会の副会長が区長会の会長かつ公民館の館長であった。先ほども壇上で申

上げましたように、公民館の報酬は100万円を超えております。そして、事務委託費は一たん一般会計へ納入するというシステムをとっておりますが、実際は各区長に対する労働の対価であるということは、旧来の、はるか昔ですけども、議会での質疑応答の中で明確になっております。

そういう事態がありながら、各部長、役員なり副会長等にやってもらう。議会は横を向いておりましたら、大勢が。どういうふうにお考えになったのかよくわかりませんが、それが良識としてこれから行政を担当する、執行を担当する最高権力者がそのようなことをしてもいいのかどうか、良識に基づいて説明していただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） あなたの言葉を聞いてますと、個人のいろんな政治活動に対する制約とありますが、そういうことにもなりかねないような御質問かというふうにも思います。私はあくまでもその個人個人が後援団体として支援をしていただいているということから、何ら問題はございません。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 最後に、そしたら選挙に集中してしまいましたもので、地域整備計画の実際雄信地区への展開というのは、平成20年、ひょっとしたら30年ぐらいなるんでしょうか。お考えのところを明示していただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 雄信地区への下水道の整備はいつごろなのかということですが、先ほど申し上げましたように、今現在、海側を進めております。そのめどがつくのがおおむね平成20年、このあたりであろうと。その後、当然旧国道、堺阪南線から山側に向けて計画的に事業認可をとっていくという中で、馬場・幡代地区も包括されておることです。どこを先にやるかというのはこれからの問題でございます。ただ、可能性としたり、海側が終わる平成20年あたりが1つの見通しではないかというふうに考えてます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番(北出寧啓君) 最後に一言。繰り返しになりますが、もし岡田区長等区長会の連合会の役員等でなければ、恐らく市長は後援会加入を認めなかったんだろうと。それはだれしもわかる周知の事実でありまして、それだけ言って私の論を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長(角谷英男君) 以上で北出議員の質問を終結いたします。

次に、9番 谷 外嗣君の質問を許可いたします。谷君。

9番(谷 外嗣君) おはようございます。市政研究会の谷でございます。平成14年第2回定例会において7点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、市町村合併と広域行政についてであります。この問題は既に多くの方が質問をされておりますので、ダブった質問になろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

国の時限立法である市町村合併特例法の期限である平成17年3月まであと3年を切りました。合併を視野に入れながら広域的な連帯を積極的に推進していくために、泉南、阪南、岬の2市1町による泉州南広域行政研究会が昨年発足し、既に1年が経過しております。この中で、2市1町の合併に対する考え方に温度差があり進んでいないように思いますが、いかがでしょうか。また、その問題点はどのようなことでしょうか。

一方では3市3町という発言もありました。新聞報道によりますと、岸和田、貝塚、忠岡による2市1町で合併についての研究会が発足するようであります。本市としても、このことを踏まえて今後どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

次に、広域行政についてお聞きいたします。

既に広域行政として清掃事務組合や南部、中部下水道組合などが行われております。さらに広域行政を進めていく考えはないのでしょうか。例えば、火葬場やし尿処理、病院などいろいろなことが考えられますが、お互いに協力しながら行政の効率化を図る上からも考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

合併特例法という1つの期限があるにしても、広域行政を進めていく中で、合併問題もスムーズに進んでいけるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、行財政改革についてお聞きをいたします。

財政状況はいまだ危機的な状況に変わらず、財政再建団体への転落を回避するのが最優先として、今後の財政の健全化への道筋をつけるために新行財政改革を進めておられますが、民間委託、職員定数の適正管理、納税の取り組み、りんくうタウンの問題等、まだまだ計画的には進んでいないようであります。今回は、その問題点以外の2点についてお伺いいたします。

1点は、広域で行っております清掃事務組合、中部、南部下水道組合などの議員並びに理事者などの報酬についてであります。

組合の運営は各市の分担金によって賄われております。各市ともこの財政難の折、議員や管理者の報酬をカットしてはいかがでしょうか。本市としては200万円程度の削減になります。この問題は本市だけでは解決できない問題ではあります。管理者として市長はどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

2点目は、財政改革は歳出のカットばかりでなく、歳入の方も考えていかなければならないと思います。和泉砂川駅周辺や中央公園用地等、塩漬け状態の土地がたくさんあります。その土地の有効利用、有効活用により相当額の収入が得られると思いますが、いかがでしょうか。

次に、火葬場問題についてお聞きをいたします。

平成2年、墓地公園構想調査報告書が作成されてから既に12年が経過をしております。今さら申し上げるまでもなく、老朽化が激しい樽井、岡田の両火葬場については、いつまで使用できるかわからないような状況であります。早急に進めていかなければならない事業であることは言うまでもありません。

昨年はプロポーザル方式により委託業者が決まり、基本設計ができたところであります。本事業の事業予算や開発の影響が及ぶと思われる地元や権利者、団体等への話し合いは、どのように進められているのか。現在の進捗状況等、今後の取

り組みについてお聞きをいたします。

次に、農業公園についてであります。

大変厳しい財政状況のもと、今回の補正予算でも4億2,000万円ほど計上されております。事業当初の事業計画を見ますと、現在は大きく計画変更をされております。今回はまたPFIの導入を検討しているということでもあります。なぜこのような計画変更をしなければならなかったのか、その理由を説明してください。また、PFIを導入するとすれば本市にとってどのようなメリットがあるのか、あわせてお聞きをいたします。

平成17年の完成までには総事業費は26億とも27億とも言われておりますが、今後の財政に与える影響も大変大きなものがあります。このような大きな農業公園が泉南市にとって、また市民にとって本当に必要なのか、市民が本当に望んでいるのか、甚だ疑問であります。この事業自体どのように考えているのか、お聞きをいたします。

次に、砂川駅前再開発についてであります。

事業計画をされてから既に十数年が経過をしております。その間に五、六回の事業見直し案が出され、計画的とは言えない土地の先行取得を行ってきました。その土地の買収費が約25億円。この土地は現在有効利用すらできず、塩漬け状態にあります。再開発事業は凍結となり、最悪の状態にあります。全くむだな公共事業投資と言わざるを得ないのであります。

今後は駅前広場と街路事業を行うということですが、新たに昨年13年度債務負担行為で買い上げる予定の土地も買収できなかったようであります。今後、どのような事業を進めていかれるのか、お聞きをいたします。

次に、行政責任についてお聞きをいたします。

市長を初め幹部職員の方々は、行政責任ということについてどのように考えておられるのか。和泉砂川駅前再開発の失敗や土地開発公社の大量の先行取得している土地の問題、今議会でも上程されている同和更生資金の問題等市民からの大切な血税を使われているのであります。その結果、責任は問われて当たり前ではないでしょうか。国の官僚のように、責任をとらないのが公務員の特権とでも言うのでしょうか。市長の見解をお聞きい

たします。

次に、教育行政についてお聞きをいたします。

教育審議会答申を受けて、今議会でも幼稚園の統廃合について具体的な園の名前が挙げられました。今後どのように進められていかれるのか、お聞きをいたします。

次に、学校週5日制導入についてであります。

週5日制導入をされて数カ月がたとうとしております。その間に問題点がなかったのかどうか、また今後どのように取り組んでいかれるのかをお聞きをいたします。

次に、校区の見直しについてであります。

例えば、樽井小学校と雄信小学校の児童数の例を見ますと、一方ではマンモス化し空き教室がないという状況であります。もう一方は1クラスがやっとという状況であります。このようなアンバランスがなぜ起きたのでしょうか。1つは調整区という問題があるからだと思います。校区の問題については避けて通れない緊急課題であります。今後の考え方についてお聞きをいたします。

次に、スクールサポーター導入についてであります。

スクールサポーターとは身分保証も含めどのような仕事をされるのでしょうか。また、どのような組織で何人配置されるのでしょうか。

次に、教育施設についてお聞きをいたします。

教育施設の多くは、開校から既に20年以上が経過をしております。施設の老朽化も大変進んでおり、学校は児童・生徒たちが安全で快適な学校生活を送れる場所でなければなりません。将来ある子供たちのために施設の整備充実を早急に図っていかねばならないと思いますが、教育委員会としてはどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

以上、壇上の質問を終わらせていただきます。

議長（角谷英男君） ただいまの谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、御指名ありました3件について御答弁を申し上げます。

まず、市町村合併と広域行政についてでございます。

近年、交通網の整備や情報通信手段の発達に伴

いまして、住民の活動範囲は市町村の区域を超えて広がっておりまして、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっております。このため、市町村行政は現在の市町村の区域にとらわれることなく、広域的な見地から隣接の市町村と一体的に展開を図ることがますます必要となってきております。

このような中、本市では昨年5月に阪南市、岬町と本市の2市1町で泉州南広域行政研究会を設立いたしまして、広域行政の推進や合併も視野に入れた新たな広域連携のあり方などについて調査研究を行ってまいりました。

現在、事務事業のデータ収集を行い、現況把握、分析、整理を行っております。また、13年度におきましてケーススタディー調査ということで大阪府の方で調査をいただきまして、先般議員各位にもその報告書をお渡ししたところでございます。

今後、より広域的な視野に立ちまして、さらなる区域の拡大も含め、また合併特例法の法期限を見据え、広域連携、合併について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

市町村合併と広域行政との違いと申しますか、関係についてでございますけれども、通常ですと広域行政を進めていってその延長線上に合併というのが1つの考え方かというふうに思いますが、ただ現在2005年3月を期限とした市町村合併特例法が施行されているという状況にありましては、一方では広域行政のさらなる推進という視点と、一方ではその法期限内に合併の議論をするというこの2本立てと申しますか、並行に考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

それで、2市1町をやっておりますけれども、考え方に温度差があるのではないかと申しますけれども、それぞれの市町の考え方があるのは当然かというふうに思います。今後の方向性をできるだけ同じ方向で調整をして進めていくということが必要だというふうに思っております。

それと、熊取、泉佐野以南3市3町の枠組みということでございますけれども、これは選挙のときの記者会見で記者の質問があって、空港対岸について一緒になるということについてどうかという

ご質問がありましたので、それも1つの方法だというふうにお答えいたしました。

さらには、合併問題と地方分権というのはいかに関係がありますので、もしその3市3町ということになれば、おおむね30万近くになるということで中核市になれる可能性があるかと。そういう枠組みも大阪府のケーススタディーでも挙げられておりますように、1つの枠組みとして、考え方としてはあるということをお願いしたところでございます。

したがって、現在はこの2市1町として研究会がございますけれども、近々近隣の市町にもお話を参画をいただけるということであれば、そういう形で考えていくというのでも1つの方法だというふうに考えております。

それから、広域行政として今下水とかごみとか介護保険をやっておりますが、さらにし尿処理、病院、火葬場なんかも考えていく必要があるのではないかと、テーマになり得るのではないかと申しますけれども、テーマにはなり得るというふうに思っております。

ただ、これをやっていくということになりますと、仮に同じ方向を向いたとしてもかなり時間のかかる問題になってまいりますので、先ほどの法期限ということを考えますと、広域行政は広域行政としてさらなる追求をしていくということと、合併問題についての一方では研究ということもやっつけていかなければいけないのではないかと申しますように考えております。

次に、一部事務組合議会議員などの報酬について、削減もしくは廃止をしてはどうかということでございますけれども、地方自治法第203条第1項で、普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない旨の規定をしております。第204条第1項で、普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長、その他常勤の職員に対し、給料等を支給しなければならない旨の規定をいたしております。

また、地方自治法第292条で、地方公共団体の組合については、市の加入するもので都道府県の加入しない組合にあっては、市に関する規定を

準用する旨の規定をいたしております。

以上の規定から、一部事務組合議会の議員や管理者に対しては報酬等を支給しなければならないことになり、泉南清掃事務組合や南大阪湾岸南部流域下水道組合の議員や管理者に対しましても、この規定に基づき条例の定めるところにより報酬等が支給されるということになっております。

御質問の趣旨は、泉南市議会議員報酬と一部事務組合議会議員報酬の関係及び泉南市特別職と一部事務組合管理者の給料の関係であるというふうに思いますが、一部事務組合は複数の地方公共団体が共同で処理した方がより効果的に処理できるとして設立されたものであるということで、本市とは別の法人格を有する地方公共団体であり、一の個人がそれぞれの議員などを兼ねていても職務内容は別のものがありますので、この観点からも報酬等は支給しなければならないと考えております。

ただし、全国的な事例としましては、議員報酬等の削減を行っている組合もあると伺っております。当該組合議会の議決により条例を改正すれば、減額は可能であるというふうに考えております。したがって、それぞれの組合において、また議論をいただければというふうに考えております。

それから、市の事業あるいは施策として行ってきたものの行政責任ということでございますけれども、例示として和泉砂川駅前再開発の問題も出ましたけれども、これは信達樽井線という府道でございますが、街路事業が20メートルに都市計画決定をされたことによりまして、地域住民より、このままですと両側に拡幅ということで、その駅前以後々用地買収方式でやれば住めなくなると、あるいは活動できなくなるという中で、面的整備をして駅前にとどまって今後も生活をしたいという強い要請がありまして、今回　今回といいますか、従来から砂川駅前の面的整備、すなわち再開発事業の可能性について検討してきたところでございます。

しかしながら、こういう経済状況になりましてなかなかこれは独立採算でやる事業でございますので、かなりリスクもあるということで、準備組合でも一時凍結という方針が示されまして、本市

もその凍結案に同意をいたしまして、当面泉南市としては、2つの街路事業、砂川樽井線と信達樽井線の街路事業と、それからそれに接続する接点に駅前広場をつくると、これを公共側すなわち市の方で行うということにいたしましたところございまして、もう一方では、残り地については民間開発という中で整備をしていただくというこの振り分けをしたところでございます。

したがって、再開発については将来続行していけばかなりリスクはあるということで見直しをしたところでございまして、それは現在の経済状況からすればやむを得ない措置だというふうに考えております。

それと、それに伴って代替地用地等で先行取得をした部分もございまして、これらについては、当時のあのバブル期の時期におきましては、とにかくいわゆる代替地の種地がないと話ができないという中で、地元の強い要請もあり、先行取得を一部やったところでございますが、しかしながらその後のバブル崩壊によりまして、この土地ということについては、現在一部利用されているところもございまして、未利用という形で公社保有となっているのも事実でございます。

これらについては、今後この解消について、現在公社の方で一定の売却あるいは一時的な暫定利用、そして将来の街路事業の種地としての活用という形で振り分けをしていただいているところでございます。

また、同和更生資金については、昭和40年に条例が制定されまして、その後この資金そのものについて地域の皆さんの更生という面で大変大きな役割を果たしたというふうには思いますが、しかしながら未回収金が残っておるということについて、あわせて歴代の行政として当然責任のあることだというふうに考えているところでございます。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 学校の週5日制ということに関しまして御答弁申し上げたいと思います。

平成4年9月に月1回の実施、平成7年4月に月2回の実施という段階的な導入で進められてきました週5日制でございますが、平成8年の中央

教育審議会答申においても、子供たちにゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに生活体験、社会体験や自然体験などさまざまな活動を経験させ、みずから学びみずから考える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむため、本年4月より完全学校週5日制の実施となりました。

それを受けまして、市内4中学校では今地域教育協議会というものを立ち上げていただき、学校、家庭、地域が連携して地域の子供を育てるという趣旨、またその5日制によりましてこの事業の中身、教育の中身が変わってまいっておりますけれども、その分のゆとりの部分について地域でもその辺を受けてやっていただくということをお願いをしております。

また、国におきまして、平成11年度より平成13年度までの3年間で、地域で子供を育てる環境の整備を目指した全国子どもプラン、これは緊急3カ年ということで展開をいたしておりますけれども、本市におきまして、この全国子どもプラン関連事業等の活用を目指し、地域で子供を育てる環境の整備等を進めてまいりました。

幼稚園、学校現場における子育て支援を進めるために、子育て学習の全国展開事業を活用し、就学時等の機会に保護者を対象に研修機会を設けたり、各社会教育施設においては、これまで展開してきました施設独自の土曜日、日曜日の休みを利用した事業に加え、事業内容を整理しつつ、土・日の休みを利用し事業を行っております。

さらに、幼稚園、学校を通じまして、各家庭の保護者の皆様に対し、土曜日、日曜日の休みを利用した各社会教育施設の事業についての情報提供も、印刷物等を通じまして適宜行っておりますのでございます。行財政改革の推進の折、子供たちに対し必要かつ十分な体験活動や場の提供について、今後とも諸機関等と連携を図りながら進めてまいり所存でございます。

また、学校内におきましては、削減された授業時数の中ではございますけれども、きめの細やかな指導で基礎、基本やみずから学びみずから考える力を身につけさせる。あるいは、発展的な学習で一人一人の個性等に応じて子供たちの力をより

伸ばす。そして、何よりも学ぶことに対する楽しさを体験させて学習意欲を高める。また、学びの機会を充実し学ぶ習慣を身につける。そして、確かな学力の向上のために、その地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進するということで、各学校・園の現場で努力をしておるところでございます。

どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 谷議員御質問の行財政改革のうち、歳入の確保の問題で、和泉砂川駅周辺整備用地でありますとか、あるいは中央公園の用地の有効利用について御質問があったと思いません。

現在、公社保有地の有効利用につきましては、数年来逐次計画的に取り組んでまいっております。その内容といたしまして、旧持ち家制度用地で建設機器等の特殊車両の駐車場でありますとか、市場岡田線、信達樽井線での有料駐車場、あるいは中央公園用地内の海側半分を主に大型トラック等の有料駐車場として暫定利用を図っております。そして、これで年間ですけれども、収入で約250万円程度になっております。今後、さらにこの14年6月からは、トラック等6台の新規の駐車場の申し込みもございまして、これも今後年間30万円程度の収入になると、このように見込んでおります。

ただ、さらに今後中央公園の分につきましては、職員の駐車場に現在使っていただいているところですが、これにつきましても今後有料化を図ることになっておりますので、これについてもそういう有料化を図ってまいりたいと、このように考えております。

それと、あと和泉砂川駅周辺の整備用地でございますが、これは具体的にまだそういう有効利用というのは図られてないわけでございますけれども、和泉砂川駅前の周辺整備用地も含めまして、土地開発公社の問題としましては、長期保有土地をどうするかということ、あるいは用途不明確というんですか、そういった土地をどうするかということも大きな問題になっておりまして、ことし

の3月ですが、実は公社の今後の健全化というんですか、それを図っていく指針というのを示させていただいております。その中には供用開始済みの土地の解消でありますとか、あるいは用途不明確土地の解消でありますとか、そういった有効利用、そういったものを含めまして7項目ほど掲げております。

今後、先ほども答弁いたしておりますけれども、現実的に開発公社の土地を民間に貸し付けているということもありますので、その辺も含めまして、今後この長期保有土地については考慮してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（油谷宗春君） 私の方からは、火葬場の進捗状況について御答弁を申し上げます。

仮称泉南聖苑の進捗状況及び今後の予定について御説明を申し上げます。

これまでの議会等で御答弁申し上げましたように、基本計画を見直す必要が生じたことから、仮称泉南聖苑基本計画のその2として策定したところでございます。

見直しの概要は、計画敷地内において土の切り盛りをし、残土を敷地外に発生させないようにすること、事業の施工面積や事業規模等の見直しを行い、事業費の縮小を図ったこと、施設の整備を2期に分ける考え方から、それに合わせて造成工事を2期に分けて整備を行うというのでございます。

今後についてでございますが、環境アセスメント並びに都市計画決定のための事務手続の準備を開始したいと考えておりますが、本事業計画の実施には地元の皆様の御理解、御協力が必要でありますので、今後とも地元区に対し計画の御理解を得るべく、全力を傾注していく所存でありますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。  
都市整備部長（楠本 勇君） 農業公園と駅前再開発につきましてお答えさせていただきます。

まず、農業公園整備事業につきましては、花卉

団地に隣接するという立地条件を生かし、花と緑に囲まれた豊かな自然の中で、市民が花摘みや農作物栽培など農との触れ合いを通じたレクリエーションの場を提供することにより、広く市民に農業への理解を深め、また泉南市農業の特産である切り花のPRにもつながり、地域農業の振興を図る上でも重要な拠点施設の整備として事業を実施しているものでございます。

また、計画当初には、公共性の観点から市が設立する公益法人が行うことが望ましいとしていましたが、近年の近隣農業公園の経営状況や長引く不況に伴う財政状況の悪化、また公共施設への民間委託推進などの状況変化に伴い、長期的な市の財政負担低減を目指し、運営・管理事業も含めた見直しが必要となってまいっております。

そこで、より魅力的なサービス提供により、安定的な市民利用を実現していく上で民間事業者の活用が不可欠であり、その事業手法の1つとして民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設の建設、維持管理及び運営の促進を図る手法、いわゆるPFI手法の導入の可能性について調査検討を行っておるところでございます。

その中で、農業公園事業に関する民間事業者の意向について調査したところ、農業公園として解釈可能な範囲内での民間事業者の参画自由度を広げ、民間事業者が提供する公共サービスに対する対価を公共が支払うというサービス購入型での事業形式にすることにより、民間事業者の応募する可能性が広がると考察されました。

そこで、補助事業の条件も含めた法制度、技術、マーケット並びに民間事業者の参画意向等の面から事業条件の整理を行い、現計画の変更も含めた市の事業実施方針を明確化するなど、市としての積極的な取り組みが必要であると考えております。

次に、駅前再開発についてでございますが、既に御承知のとおり、再開発事業は景気の回復が見られるまで一時凍結とする方針が平成12年9月の準備組合の総会において決定されてございます。また、道路、駅前広場等都市基盤整備の要望も同時に市に対して行われてございます。このことによりまして、再開発事業による整備手法での駅前整備の実施は困難な状況となり、新たな事業手法



の検討を行っているところでございます。

和泉砂川駅周辺は山側の都市核と位置づけており、交通結節点機能の整備と駅へのアクセスの向上を目指した道路、駅前広場等の公共施設の整備を早期に図っていく必要があると考えております。

今後の方針としましては、平成12年度に施行されました高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法に基づき、駅、ターミナル等のバリアフリー化の推進を図っていく必要がございます。

そのため、今年度におきまして、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する基本構想の策定を予定しており、これを受けまして、駅、交通広場、道路などのバリアフリー化を図りながら、和泉砂川駅周辺整備を推進してまいりたいと考えております。

なお、平成13年度におきまして、債務負担行為として約6億円の予算計上をいたしてはりましたが、残念ながら議員御指摘のとおり不執行となっております。これは駅前広場用地として地権者より買い取り申し出がございまして、買い取りを予定したものでありまして、用地の価格や建物の補償について、土地権利者等との交渉が残念ながら不成立に終わったものでございます。

現在、今後市として国庫補助の採択を受けるべく、その手法について鋭意検討中でございます。特に、本年度調査を予定していますバリアフリー法に基づく基本構想の策定は、補助採択要件の重要な要素でございまして、駅前広場の都市計画決定や現在都市計画決定済みの砂川樫井線及び信達樽井線の計画変更を含め、駅前整備の推進を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 谷議員御質問の幼稚園問題並びに校区問題について御答弁申し上げます。

まず初めに、幼稚園問題でございますが、幼稚園における適正規模につきましては、審議会の答

申において、幼稚園生活の大きな特徴は、集団生活を営む場であり、多数の幼児とかがわり多様な体験を積み重ね、主体性や社会的態度を身につけていくものである。特に家庭や地域社会での同年代の幼児と遊ぶ機会が減少している今の幼児にとって、集団生活の場としての幼稚園は極めて重要である。したがって、市立幼稚園における同一年齢児学級は複数学級が望ましい、と示されております。

教育委員会におきましては、答申を踏まえ、泉南市幼稚園教育振興計画の策定に資するため、平成13年12月に検討委員会を設置し、協議を重ねてきております。

さて、適正規模・適正配置につきましては、検討委員会におきまして、第1点として、同一年齢学級数は複数学級が望ましいこと。第2点として、適正規模を根底において将来の園児数の推移や通園距離、安全性、地域性等に配慮し、適正配置や園区の見直しを図ること。第3点として、幼稚園全体や個別幼稚園の措置状況やキャパシティーを踏まえ、現有施設の有効利用を図ること等を基本的な視点として総合的な検討、協議を行い、各幼稚園のあり方について方向づけを行いました。

その結果、東幼稚園は信達幼稚園に統合、新家幼稚園は新家南幼稚園に統合後、一定推移を見た後、複数学級にならない場合は一丘幼稚園に統合、雄信幼稚園、樽井幼稚園は園区の見直し、鳴滝幼稚園は園区の見直しや新たな保・幼一元化の検討等を行うことで、適正規模化を図るという方向づけを行っております。

次に、校区問題でございますが、現在教育委員会といたしましては、全市的な校区の見直しを早急に行うとの考え方は持っておりません。

学校規模つまり学級数につきましては、学校教育法施行規則第17条において、小学校の学級数は12学級以上18学級を標準にすると定められております。こうした観点から、樽井小学校の現況を見ますと、平成14年5月1日現在で児童数911名であり、普通学級26学級、養護学級2学級、計28学級という状況にございます。

次に、樽井小学校区の0歳から5歳の幼児数から今後の普通学級数を推計しますと、平成15年

26学級、16年27学級、17年28学級、18年29学級、19年30学級という状況にあり、近い将来、各学年5学級程度の規模になるものと考えられます。

今後、一人一人の児童の個性を生かし、基礎、基本の徹底を図り、きめ細やかな教育活動を推進するためには、当該学校の適正規模について、児童の学習や発達、学級や学校運営、教育環境等の視点から検討するとともに、歴史性や地域性を踏まえ、校区編成の検討が必要であると認識いたしております。そういったためにも、今般教育問題審議会条例の一部改正をお願いするものでございます。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与、教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 生徒指導サポート推進事業について御答弁申し上げます。

生徒指導サポート推進事業は、大阪府緊急地域雇用創出特別基金事業の1つの補助事業であります。本事業は、中学校における生徒指導体制の充実を図ることを目的とし、青少年指導の経験者や青少年の健全育成に携わったことのある者等を教員の補助者すなわちスクールサポーターとして中学校に配置し、教員の指示のもと、学校における生徒指導、学習指導等の生徒へのサポートの取り組みについて補助的な業務を行い、問題行動の未然防止と早期解決に資する事業です。

本市におきましては、本年度1名の配置になりますが、一丘中学校を生徒指導重点校と指定し、スクールサポーターを派遣する予定です。また、本事業は3年間の事業であり、来年度以降は中学校の実態等に応じて派遣校を選定していきます。

スクールサポーターは、校長の指揮監督のもと、おおむね次の職務を行います。生徒の生活指導に関する補助、学校内外の生徒の動向把握、問題行動を起こす生徒へのサポート、学校並びに職員の関係機関等との連携補助。

具体的には、配置校と協議しながら重点的にかかわっていくこととなりますが、教育委員会としましてはスクールサポーターをより有効に活用す

るよう学校に指導、支援していく所存でありますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長、教育総務部長（中村正明君） 学校施設の今後の整備はどうするのかという御質問がございました。先日の代表質問において、この関係の御質問について市長からも御答弁がありました。一部重複する部分もあろうかと思いますが、教育委員会としての考え方、これを申し述べたいと思います。

本市の学校・園も、確かに個別に見ますと劣化が進んでいるというものもございます。そこで、教育委員会としては、建物の状況をまず正しく判定すると。そして、社会的、教育的変化を見据えながら時代に適合した施設の提供を行わねばならないという立場で、平成12年度において小学校、平成13年度には中学校の耐震予備診断を実施いたしました。今年度、幼稚園の耐震予備診断を実施するという予定で、これはもう予算に計上いたしております。

既に実施した耐震予備診断の報告書を見ますと、各学校ごとに、残し保全する施設、それと取り壊していくべき施設ということなど、具体的に施設状況が一定明らかになっております。

今後、これらの診断結果、そして今年度実施いたします幼稚園の耐震予備診断、これらの結果が全部出た時点で、今後の園児、児童・生徒数の推移、あるいは校区問題、それと教育内容の質的变化、また市の中期的な財政見通し、あるいは補助金制度の動向などいろんなファクターがございますので、それらを総合的に検討した上で、早期に学校・園の施設整備計画というのを策定したいと、そう考えております。

したがって、それまでの間は限りある資源を有効に活用するという立場で、必要箇所の修繕、補修、そういうことを行うことによって建築物の保全に努めてまいりたいと、そう考えております。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） 谷君。

9番（谷 外嗣君） 余り時間がないので、何点かについてお聞きをいたします。

まず、広域行政でありますけれども、先ほど質問の中に火葬場あるいはし尿、病院、いろいろ言

いましたけれども、現実的に今うちで計画される火葬場の問題ですね。この辺はお互いにやっていけないものかと。というのは、御存じのとおり男里川の対岸に阪南の火葬場がございます。これは前から言われているように、風向きによっては相当においの問題もあります。そういう意味で、あそこも相当老朽化をしておると思うんです。

だから、あわせて合併の話もありますし、特に広域行政という点からいっても、お互いにやれば財政的にもいいんじゃないかという考えなんです。その辺はいかがでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 考え方としては、そういう考えも当然あるのかというふうに思います。ただ、一般的には余り歓迎されない施設でございますので、まず我々は今地元にお話しさせていただいてますのは、泉南市の火葬場が老朽化してると。したがって、早急に新設しないといけないということをお願いに行ってるわけでございます。

それもまだ完全にオーケーいただいているというわけではございません。まだ継続中の話でございますから、まず我々自身の問題として、泉南市自身の問題として解決をしなければいけない課題でございますので、まずそれをきっちり理解をいただくということがないと進まないというふうに思っております。

理念的にはそういうお考えもあるのかというふうに思いますが、そこまで短期に一緒にというのはなかなか難しいのではないかなという気はいたしております。その他の例えば病院問題とかいうのは以前からもお話しさせていただいてるわけでございますから、これはまたちょっと火葬場とは違う視点があるのかなと、このようには考えております。

議長（角谷英男君） 谷君。

9番（谷 外嗣君） 火葬場の話が出ましたんで、火葬場の問題について何点かお聞きをいたします。

事業予算でありますけれども、お聞きをしたのですが、金額の答弁なかったようなんです。これは総事業予算なわけですか、それともこの火葬場だけのあれか、その辺ちょっと総予算は幾らかかるのかをお知らせください。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 総予算で私どもの概算いたしておりますのは47億6,500万でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 谷君。

9番（谷 外嗣君） これは建築費も、要するに造成費も進入路も全部入っての話ですか。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 用地取得費を除いてすべて入っております。用地の取得費は除いております。それ以外はすべて47億6,500万の中へ入ってるということでございます。

議長（角谷英男君） 谷君。

9番（谷 外嗣君） ということは、用地代が入ってないということですね。現在のあれでいって、用地代を入れたらどれくらいになりますか。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 用地の取得費についてでございますが、現在のところ基本計画の策定段階でございますので、事業予定敷地の測量もしておらない状況でございますので、用地取得費等の具体的な話は、地権者の方々に対して現在行っておりませんので、私どもの方では現在のところ算出をまだいたしておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 谷君。

9番（谷 外嗣君） そうしますと、これ用地代を含んでくると、もう相当の金額になりますね。60億、70億近くになるんじゃないですか、当然その造成も入りますからね。だから、これだけの大きい事業、うちの今の財政状況でやっていけるんですか。そこから入らないと だから、先ほどなぜ広域でやるかという話も含めて、そういうことで少しでも経費を削減しながら、お互いに阪南も含め、この近くでやっていった方が財政的にもお互いにいいんじゃないかということで話をしてるわけです。

これだけかかるのであれば、ほかの土地たくさんあるんじゃないですか。半分以下にできるとこあるんじゃないですか。造成費も、あるいはそう

いうもんが要らなくてできる土地があるはずですよ。その辺はどうなんですか、検討されてるんですか。もうこれ一本でいくということですか。もう計画されてるから、何を言おうがここでいくということなのかどうか、お聞きをいたします。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 墓地公園建設候補地といたしまして、4地点の中から最適であると決定した経過がございまして、その中に平成7年度に再検討いたしまして、また市役所の庁内組織としまして泉南市墓地公園検討委員会を立ち上げ検討を行った結果、この候補地というふうに決まったこととございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 谷君。

9番（谷 外嗣君） こればっかりやって、もう時間がないんで……。例えば、大阪府の土地もあればほかもあるわけですね。りんくうですね。ここでやれば半分以下で終わるんじゃないですか。当然、今から地元の同意もまだとれてないわけですから、計画段階です。その辺は全くほかの用地 そこにこだわりませんが、考える余地はないのかどうかですね。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどの総事業費というのは墓地公園も入れてますんで、そうじゃなくて、我々は火葬場だけ先にやろうと、こういうこととございます。現在の予定地については最適だという考えを持っております。したがって、今後とも地元の皆さんの御理解をいただくように最善を尽くしたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 以上で谷議員の質問を終結いたします。

1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時1分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

8番（奥和田好吉君） ただいま議長のお許しを得ましたので、大綱3点にわたって質問していき

ます。

世界を感動の渦に巻き込んだサッカーワールドカップは、18日トルコに日本が惜敗、トルコの守備を最後まで崩せず8強に勝ち進む夢は消えた。たった1点が取れなかった。前半12分、ミス絡みでトルコに奪われた1点が最後まで日本に重くのしかかり、日本代表は決勝トーナメント1回戦で姿を消した。

それでも、トルシエ監督に悔いはなかった。日本代表を初めて決勝トーナメントへ導いたことに胸を張った。4年前のフランス大会では、1次リーグで日本は3戦全敗だった。4年前の大会後にトルシエ監督が就任。この4年間でたくましく成長した日本。日本のサッカー界は大きく変わった。精神的にもたくましさを増した。試合後、多くの選手は涙を見せずに笑顔でトルコの選手と健闘をたたえ合った。

これほど全員に激しい運動を要求し、得点の難しさを痛感させるスポーツもないだろう。サッカーワールドカップを見て改めてそう感じている人も多いのではないかと。奇跡が偶然のように見えるゴール。しかし、プロ解説者からその背景を聞くと、針の穴に糸を通すような難事も、資質はもろん努力の積み重ねの必然のたまものだということが納得させられる。

2試合連続得点という快挙をなし遂げた稲本潤一選手、彼はユース時代からひたすら体力をつけるために、小野伸二選手らとあごを突き出し精根が尽きるまで走りに徹していた。英国アーセナルへ移籍後も控えに甘んじつつ、練習試合などで強豪たちの運動に触発された。こうした一流の下積みがあつた決定打を生み出した。

今回、堺市はグループリーグで2得点した稲本潤一選手に市特別栄誉賞を贈ることを決めたそうである。しかしながら、陰の役割を担う人たちの存在を忘れてはならない。スポーツだけでなく、いろんな分野でもとすると表舞台に目が向きがちだが、それ以上に見えない陰の舞台で地道に励む人たちがいて勝利の歴史が築かれることを忘れてはならない。

それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

その1点目は、教育問題についてお伺いいたします。

文部科学省はことし4月、一貫教育ができる小・中学校の施設基準を省令で設定、現在、東京都品川区など全国6カ所の小・中学校が研究校に指定されているが、このたび大阪府教育委員会は、公立小・中学校一貫教育の初の研究校を来年度設置する方針が5月27日に決まったそうであります。

小学6年、中学3年の学校制度が今の子供に合わず、学習の理解不足や不登校、学級崩壊などの一因になっており、9年間を通して子供の成長に応じた学習や指導を進めることが大事だと思えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。学級崩壊をどのように思いますか、教育長の御所見を賜りたいと思えます。

教育問題2つ目、教職員の資質についてお伺いいたします。

現職の教諭が飲酒運転で事故を起こしたり、あるいは現職の先生がセクハラ行為をして問題になっている新聞記事が最近よく目につきます。我が泉南市においても、現職の学校の先生が教え子のお母さんにセクハラ行為があったと見聞かしてありますが、お聞かせ願いたいと思えます。もし、事実であれば、これ以上卑劣なことはありません。現職の学校の先生が、先生という立場を利用して悪質な行為に及ぶとは許しがたいことであります。今後、どのような対応をしていくのか、教育長の御所見を賜りたいと思えます。

大綱2点目は、住宅問題。高齢者の入居支援制度、老後の住まいの不安解消についてお伺いいたします。

お年寄りの世帯が急増し、老後の住まいに不安を感じているお年寄り世帯がふえております。こうしたお年寄りが安心して暮らせる住宅の確保を目指す高齢者の居住安定確保法に関する法律、高齢者居住安定確保法が昨年施行されましたが、国土交通省によると、現在65歳以上の高齢者がいる世帯は、全世帯の約33%の約1,540万世帯を占めております。これが今後15年間で、現在より390万世帯の約2,000万世帯に増加する

と見込まれています。しかも、介護保険利用の7割が在宅介護という調査結果からも、円滑に賃貸住宅に入居できるシステムづくりや家の中に段差などの障害がないバリアフリー化の推進が急務となっています。

ところが、お年寄りという理由だけで民間賃貸住宅への入居を断られたり、長年住みなれた住宅の契約更新を断られるなどのケースが増加傾向にあります。背景には、お年寄りが賃貸住宅に入居した後の病気や事故、家賃不払いといったさまざまなトラブルを心配する家主が入居を敬遠する傾向があります。

また、高齢者の加齢に伴う身体機能の低下に対応した構造、設備の整った住宅供給は著しくおくれ、そのため高齢者が希望する住宅に入居しにくい状況にあります。こうした事態に対応し、家主も安心して貸すことができる、高齢者も円滑に入居ができる賃貸住宅市場への支援策が必要となります。

そこで、高齢者の入居支援制度の入居保証システムを簡単に説明します。ここからよく聞いといてください、担当者。前回のように全くわけのわからん答弁では困ります。

入居保証システムを簡単に説明しますと、まず制度の利用希望者の賃借人は、協力不動産店や家主との間で賃貸契約を結ぶ際、一定の保証料を市が指定する民間保証会社に支払います。そして、入居後に病気、事故などで家賃が支払えなくなり退居する際は、保証会社は滞納家賃として月額家賃の7カ月分と原状回復費として3カ月分を限度に家主に対して弁済します。この弁済の合計が徴収した保険料を上回り損失が生じた場合、市に損失分の補償を請求する仕組みになっております。

2つ目は、外国人の入居差別についてお伺いいたします。

高齢者の在日韓国人となれば借りるのに保証人を立てても難しく、賃貸アパートへの入居は二重、三重の苦勞となっております。居住安定確保法を受け、在日外国人の居住安定を実効性のあるものにするための入居差別禁止条例といった市の住宅基本条例の制定が必要と思われそうですが、いかがでしょうか。高齢者居住安定確保法を踏まえた上で、

高齢者の入居支援制度の実施をぜひお願いいたします。

住宅問題2点目は、住宅管理についてお伺いいたします。

市営前畑、市営宮本、市営3団地 氏の松、高岸、砂原の修繕管理はどうしているのか、またそれぞれの団地の家賃の滞納はいつごろから発生しているのか、その滞納額を団地別にお聞かせ願いたい。

さらに、平成9年6月11日、市営3団地 氏の松、高岸、砂原の住民との建てかえの問題で話し合いのとき、行政からだれとだれが立ち会ったのか、あるいは3住宅のだれが立ち会ったのか、そして住民側からどんな要求が出されたのか、また行政の回答はどんな内容であったのか、お聞かせ願いたいと思います。

大綱3点目は、環境問題について。

放置自動車対策は全国の自治体が頭を痛めておりますが、泉南市内でも公園の隅や河川敷、堤防の下、行きどまりの道路など、余り人目につかない場所に行くと、ナンバープレートを外した自動車が放置されております。放置自動車の中には、フロントガラスなどが割られていたり、タイヤが外されたり、原形をとどめていないものもあります。場所によっては、放置自動車の中に人が住み着いて、子供を1人で遊びに行かすことができなくて非常に困っているとの苦情も寄せられ、地域に大変な迷惑をかけているところもございます。

自動車放置防止条例制定も含めた上で、泉南市としての素早い対応についてお聞かせ願いたい。

最後に、環境美化条例についてお伺いいたします。

この問題については、平成8年、平成9年、平成10年と取り上げてまいりましたが、いまだ結論が出ておりませんので、再度の質問で恐れ入りますが、当局の御所見を賜りたいと思います。

以上、大綱3点、理事者の明快な御答弁をお願いいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） まず、何度も御質問いただいております環境美化条例の制定についてお答え

を申し上げます。

市内の道路上の電柱やガードレール等に見られる張り紙、張り札、立て看板等の不法広告物の除却につきましては、本市としても大変重要な問題というふうに考えております。そこで、ことし4月から地方分権推進一括法の中の大阪府知事権限の一部について移譲を受けたところでございます。したがって、泉南市もその権限について一定移譲を受けたところでございますので、現在その撤去作業の実務準備を進めているところでございます。

また、条例につきましては、既に担当部におきまして、各市の状況あるいは条例案素案について検討しているところでございまして、あとしばらく時間をいただきたいというふうに思いますけれども、ことしじゅうには条例を制定したいと、このように考えているところでございます。

なお、いろいろ御指摘いただきました点も含めて、今後とも我々はやっぱり美しいまちづくりという観点から、先ほどの権限移譲も含めて、これから行動に移してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 奥和田議員さんからの御質問のいわゆる学級崩壊について、教育長はどう思うのかということについての御質問にお答えをしたいと思います。

大変遺憾なことながら、いわゆる小学校の低学年あるいは場合によりますと高学年、そして中学校等で学級崩壊が起こったりというようなことが生じてきております。今日、社会環境が大きく変化する中、子供の体位の向上等が目覚ましい一方、生活や意識の面では自立がおくれたり、あるいは個人差も広がるという傾向にあるなど、成長の過程にさまざまな変化が生じてございます。

特に、幼稚園の場合、就学前の教育といいますが、この辺が大変注目を得ているところでございますが、その時点からのいわゆるしつけ面的な問題、心の教育の問題、他人とのかかわりの問題、特に人と人とのかかわりが最近は大変希薄になっております。場合によりますと、家庭において過保護になったり、あるいはまた逆に放任というよ

うな形、自由気ままな状況での保育がされているというようなことで、大きな問題にもなっています。

当然、幼稚園教育あるいは保育所での保育の点にも問題があるかと思しますので、こういった面では教員あるいは保育士が日々努力をしながら研修、研さんを重ねて指導方法、養育方法を検討していかななくてはというふうに考えておるところでございます。

そういう意味から、先ほど奥和田議員さんの方から申されましたように、今般国あるいは府の方で小学校の6年間、中学校3年間という枠組みが維持されているということで、この辺のところではいろんな心身の発達状況と合致しないという面も生じてきており、幼稚園から小学校、特に小学校から中学校へ進学する段階での学習指導面や生活指導という面、生徒指導の面で学校の対応も変わる、異なってくる、また学級担任制から教科担任制になり、指導方法が大きく変わることなどが、小・中学校間の段差が一部の子供にストレスを生んだり、また学校生活の満足感とか授業の理解度の低下、さらに不登校の増加を招く要因となっているという指摘もございます。

こういった意味から、本年度の4月から始まりました新指導要領の言われておりますゆとりの中で、自分から考え自分で行動していくという自主的な、自発的な動きの指導、いわゆる新しい学力観への指導が、我々教育委員会、教育現場といたしましても大変大事なことなのではないかなというふうにも考えておるわけでございます。

先ほどほかの議員さんからの御質問にもお答えいたしましたけれども、幼稚園、学校では楽しくいろんなことを学んでいくという、その学び方に楽しさを与えるといいですか、学ぶことによって楽しいなという思いを持たせるという、この気持ちを幼稚園でも、あるいは小学校、中学校におきましても大事にして取り上げてまいりたいと、このように考えておるようでございます。

それから、このような問題の解決に、小学校の6年生の中学校の体験入学だとか、中学校の部活動を小学校で行う出前クラブの取り組みだとか、さらには中学校の教師が小学校に行きまして授業

する出前授業等の取り組みがなされたりしてございます。

今後も、さらに幼・小・中学校間の円滑な接続を図りまして、この接続を一層効果的にするためにも、一貫性を持って系統的なことに視野を置きまして研究をしていかなくはないかなだろうと、このように思っておる次第でございます。幼・小・中、この辺あわせて、小・中は9年間でございますが、就学前教育も含めたカリキュラムの編成並びに人員配置、施設設備の課題等の検討をしまいたい、このように思っております。

教育委員会といたしましても、府の教育委員会の動向を見据えつつ、そういった面での各現場への支援の取り組みをやってまいりたいと、このように思っております。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 奥和田議員御質問の教職員の資質について御答弁申し上げます。

初めに、教育委員会の基本的な考え方を述べました上で……（奥和田好吉君「それは要らん。質問者の言うたことだけ答えてくれたらええ、簡単に」と呼ぶ）それでは、一般論は置きまして、具体の質問について御答弁申し上げます。

議員御指摘の件でございますが、本市内小学校の教諭の件でございますが、当該教諭は平成13年に大阪府教育委員会小学校教諭に採用され、平成13年4月1日をもって西信達小学校教諭に発令いたしましたものであります。

当該小学校におきまして、児童の理解状況を踏まえた学習指導、児童理解等に課題があり、指導教官、学校長、状況によっては教育委員会もその都度指導、援助を行いましたが、十分な改善が得られず、一たん環境を変えるという中で、課題の解決を図るということで、本年14年4月1日、信達小学校教諭に異動を行ったものでございます。

信達小学校への転勤後、教育委員会も適宜指導、助言を行いつつ、管理職、教務主任、学年主任等において学習指導、生活指導、学級経営等に関し改善を図るべく具体の指導を行ってまいりましたが、好転しない状況の中、5月に入り本人より自己都合による退職の申し出があり、教育委員会といたしましても、府教育委員会との協議のもと、

5月13日付をもって退職辞令の交付を行ったものでございます。

議員御指摘の当該教諭の行為は、まさにセクハラ的行為に係る事案であり、当該の保護者、児童・生徒に不安を与えるとともに、教育公務員の信用を著しく失墜させるものであり、断じて許されないものであるとの認識に立っております。

今後、こういった事案が二度と再発しないよう、教職員の服務規律について校園長会等、時期をとらえ、管理職への指導の強化を通じ、現場教職員への徹底を図りたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。  
議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。  
都市整備部長（楠本 勇君） 奥和田議員の御質問の住宅問題につきましてお答えいたします。

まず、高齢者の入居支援制度についてでございますが、高齢者の居住の安定確保に関する法律が昨年8月に施行されてございます。この法律は、高齢者の居住の安定の確保を図り、福祉の増進に寄与することを目的として、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度や供給を促進するための措置を講じるものとなっております。

登録制度に関しましては、高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅について、事前に大阪府に登録していただき、入居を希望する高齢者に対して情報提供を行うこととなっております。

本市の住宅施策としましては、既に市営前畑A棟、B棟についてバリアフリー化を踏まえ、32戸の高齢者向けの住宅を建設してまいっております。また、大阪府におきましては、りんくうタウン内の保健福祉医療ゾーンにシルバーハウジング30戸の整備を行うこととしておりまして、市民の高齢者の入居環境が整備されていくものと思っております。

今後の取り組みとしましては、高齢者等の生活サポート等のハード面の整備やソフト面を連携させた新しい住宅管理のあり方や、生活困窮者に対する優先入居システムの再構築など、高齢者の定住のため、高齢者居住安定確保法を踏まえた入居支援策の確立に向け検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、御提案の高齢者の入居保証システム並びに市の住宅基本条例の制定につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

次に、住宅管理についてでございますが、市営前畑、市営宮本、市営3団地の管理につきましては、市営住宅管理条例に基づき、住宅の修繕等が生じた場合は、入居者が負担する分、また市が修繕する分とがございまして、住宅管理上、市が修繕しなければならないものについては、市の負担にて修繕を行っているところでございます。

次に、市営前畑、宮本、市営3団地の家賃滞納についてでございますが、市営前畑団地では、滞納世帯数は41世帯で滞納金額は約780万円、市営宮本団地では、滞納世帯は9世帯で滞納金額は約190万円、市営3団地につきましては、滞納世帯数は61世帯で滞納金額は約1,900万円でございます。

続きまして、家賃滞納期間でございますが、市営前畑団地では3年以上が2世帯、市営宮本団地では2年までが1世帯、市営3団地では5年までは61世帯となっております。

続きまして、去る平成9年6月11日の市側と3団地の住宅代表者との話し合いでございますが、この際のまず出席者につきましては、住民側として9名、市側として5名出席してございます。

内容としましては、マスタープランの説明も行ったわけでございますが、住民側から4点要求が出されております。御紹介しますと、1点が土地払い下げを受けられなかったことによる逸失利益の損害賠償、そして2点目が払い下げがおくれたことによる感謝料、3点目が自己資金を投入した増改築費用の補償、4点目がたばこ屋、いわゆる営業をやっておられる方の建てかえに伴う営業補償、この4点が住民側から示されております。これに対しまして市側から、正式には御回答していないということでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、環境問題の放置自動車の問題でございますが、道路等の公共施設における放置自動車につきましては、環境面や交通安全対策上、苦慮いたしているところでございます。放置自動車



を発見した場合には所管の警察署に照会し、所有者等が判明した場合は、警察署より所有者等に対し移動等の処理の要請を行っていただいているところでございます。

また、所有者等が判明しない場合や自動車としての機能を有しないなど、明らかに所有権を放棄したと思われるものにつきましては、2週間公告いたしまして、期間が過ぎれば市の方で処理業者に依頼し処理を行っているところでございます。こういう手続をいたしておりますので、かなり時間がかかるということで御理解いただきたいと思えます。

昨年度におきましては、放置自動車32台について警察署に照会し、そのうち24台を市の方で処理いたしております。また、本年度につきましては、現在のところ3台照会を行ってございます。

なお、御提案の自動車放置防止条例の制定についてでございますが、現在国におかれまして、新車等の購入時におきまして処分費を購入者から支払っていただくというような制度が検討されていると聞いておりますので、この動きを見ながら条例等の制定については検討させていただきたい、このように考えております。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 一通り御答弁をいただきましたけども、非常によくわかる答弁と全くわからない答弁とございます。

まず、教育問題ですけども、第1点目の学級崩壊についてどういうふうに思われますかという質問をいたしましたけども、教育関係の中では学級崩壊という言葉は出てまいりませんが、この淵源はどこにあるんでしょうか。この学級崩壊と言われ出したのはいつごろなんでしょうか。どこからこの学級崩壊という言葉が出てきたのか、あるいは泉南市に現時点でこの学級崩壊があるのかどうか、お聞かせ願いたい。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 学級崩壊について御答弁申し上げます。

学級崩壊ですけども、一番最初によく言われたのが幼稚園から1年生に入った段階で、教育長も先ほど答弁さしていただきましたけれども、教

育システムの違いというんですか、そこら辺から子供の方が戸惑いを起こすと。その中で教師と1時間教室で座って授業を受けにくいというんですか、そういう状況の中で子供が自由に動き回るといいますか、そういう状況で授業が成立しにくいと、そういうところから言われてます。

現在の泉南市における学級崩壊の状況ですけども、今のような定義で言わしてもらったら、現段階では学級崩壊という報告は受けていません。

以上です。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 学級崩壊という言葉は、最近なんでしょうか、ずっと以前なんでしょうか。この学級崩壊ですけども、現時点ではその報告は受けてないというのは間違いはないんですかね。もう一度お伺いします。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 先ほど申し上げましたように、学級崩壊に関しましてはここ二、三年前から特に言われてます。それ以前にもあったかもしれませんが、学級崩壊という言葉では言われてなかったと、そんなふう認識してます。

現時点での学級崩壊の件数ですけども、学級崩壊に該当するという形では、本年度4月から6月の間ですけども、報告は受けていません。ただ、昨年、13年度を含めてそれ以前と言われまして何件か報告は受けてますけれども、本年度は今のところ報告は受けてません。

以上です。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） ちょうど二、三年前だったと思いますけども、ある学校で1人の子供が帰ってしまった。残りの39名がこの教室の中を30分も40分もうろうろした。これはマスコミがこの学級崩壊という言葉を取り上げて、それから学級崩壊が出たということを知っておりますけども、じゃその学級崩壊をなくするのにどうしたらええのか。これは学校だけがやっても無理だと思うんですね。各家庭の協力も必要だと思うんですわ。その手をどういう形で打つのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 二、三年前やったと思うんですけども、学級崩壊の原因について文部科学省の方で調査しました。それによりますと、家庭でのしつけに問題があるろうという問題、さらには学校生活そのものに子供がなじめないと。友達関係とかあるあるんですけども、教育委員会が今一番考えていることは、その原因をまず突きとめると、その原因に応じて学校内で解決のつくものでしたら学校内で解決をつけると。

それから、原因が家庭にある場合に関しまして、家庭の場合はほとんど子育てに関係する場合が多いんですけども、現状を家庭に訴えつつ連携して取り組んでいくと。それから、大きな意味で今取り組んでますのは子育て支援と。子育てのあり方について教育委員会の施策として講演会を打つなりして、子育ての仕方について保護者の方に理解していただくと、そういうふうな施策をとっております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） それから、現職の学校の先生がセクハラの問題を起こすということをも簡単にさらっと流されましたけども、大変な問題なんです。当事者にとっては一日一日が恐怖におのいたという状況の中で、本人がやめましたというそれで済むかどうかですね。この当事者にどんな対応をしたのか。やめたら済むという問題ではなしに、教職員でありながら我が教え子の母親にセクハラ行為に及んだということは、大変なことです。許しがたいことです。それをいとも簡単に4月1日で本人の辞職、やめました。

ただ、私の言いたいのは、この同じ泉南市の近くの学校に昨年まで勤めておったのが、先ほども聞いたら言っておりましたけども、それがその問題を起こして、同じような問題を起こして、泉南市はそのままこの同じ泉南市の中で異動させた。ここに問題があると思うんです。身内をかばうという気持ちはわからんこともないけども、こういう大変な問題を起こしたにもかかわらず、そのまままたほかの部署に移すという、こういう行為が

果たしているかどうか。

これに関連して、学校の先生が各家庭に家庭訪問をずうっと長年にわたって習慣で続いている。ええことです、これは。ところが、状況に応じては考えなければならない問題も出てきていると思うんです。苦情もいろいろ入っております。

例えば、相手がお年を召されたかたで女性なんです。その女性が1人でおる中に家庭訪問という名目で上がり込んで、その来られた家庭はたった1人ですので、近所の手前もあるんで玄関をあけ放して対応しておりますという声も聞いております。あるいは、家庭訪問の行った先で食事をごちそうになって、おかわりをしてる人も出てきているという、こういうあほなね、考えられないことが現場で起こっているんです、教育長。

現場にどういう対応をしていくかです。長というのは、現場を歩いて現場の状況を把握するのが大事です。知恵は現場にあるとよく言います。現場に行って状況を聞いて、そしたら無責任な答弁はできないんです。これは教育問題だけではありません、全般にわたってそうです。現場にどれだけ足を運ぶか、現場の苦勞、現場の状況を把握すれば、無責任な答弁はできないはずなんです。この問題についてももう一度答弁してください。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほど当該教諭にかかわる経緯については申し上げたとおりでございます。平成13年度の勤務校におきましては、先ほど申し上げましたように、学習指導や生徒理解等についてさまざまな課題があり、その克服の努力をしてきましたわけではありますが、今御指摘のような当該行為については、前任校では現認できなかった行為であります。採用して1年経過をした青年教諭でございますので、再度学校の教育環境等を変え、本人の努力も求めながら改善を図るということで、本年度4月1日に信達小学校に異動をさしたものでございます。

当該行為が発覚いたしましたのは、当該行為と申しますと、今先生御指摘のように、電話等で食事を誘うであるとか、あるいはそういった意味のおつき合い等を求めると、こういった行為でございましたが、本人の退職申し出がありまして、5

月13日付で先ほど申し上げましたように退職辞令の交付を行いました。

その後、当該の保護者の方から学校長への申し出もあり、私も当該の保護者とお会いさせていただきまして、大変な御心配をおかけしたこと、あるいは今後等の不安もあることにつきまして教育委員会としての考えを述べさせていただき、その旨学校長にもやはり当事者の御不安等を取り除くということが第一義的に重要なことであるといったことで、当該校の校長にも改めて、そういった状況をもし察知した場合にはしかるべき措置をとるようにとの指示もいたしております。

とりもなおさず、今般の行為は、いわゆる教師対保護者という信頼関係の中であるべきものが、こういった行為をするということは、先ほど申し上げましたように断じて許されることではないというふうに考えております。

それから、家庭訪問等の件でございますが、御承知のとおり家庭訪問につきましては、新たに持った学年、あるいは持ち上がった学年等々でその取り扱いも異なるかと思いますが、要は子供を通して学校教育あるいは日々の学習指導、生活指導に関する率直な意見交換を行い、一步でも保護者との信頼関係あるいは保護者の教育要望というものを正確に把握していくと、こういったことを目的といたして、各学校において実施いたしておるものでございます。

ただ、新任教諭等が、あるいは比較的経験の浅い教員等が家庭訪問に行く場合には、その目的や経緯、それから配慮事項について従前に指導すべき内容だというふうに考えておまして、今後そういった面につきましても、改めて現場の方に指導いたしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 先ほども答弁がありましたけども、この問題が起こったときにそういう指導をしますと言うけれども、この問題が上へ上がってきたときには既に被害者が出てるんですわ。被害者が出てこんように、二度とこういうことが起こらんようにどういう対処をするかということ聞いてるんです。

その1つの例として、今言った家庭訪問を挙げたんです。相手が1人のときに上がり込んで、非常に父兄に余計な迷惑をかけないように、余計な負担をかけないようにするには、どういうふうに検討をしたらいいかということをお聞きしてるんです。

例えば、相手が女性1人であれば、上がるんではなしにどなたか1人がついていくとか、あるいは時間をずらすとか、いろんな方法があるはずなんです。そのお母さんが近所に気を使ってるんです、近所に。玄関あけ放して上がっていただけてるんです。お食事いかがですかというのは、これは普通は断るのん違うかな。それを厚かましくおかわりするというような、こんなん考えられへんけども、現実にそういう方がいてるんです。

これは惰性です。長年にわたってそういうことが当たり前のように行われてきた。これは考え直さなあかん時期が来てるんです。そこを質問してるんです。もう一度お答えください。未然に防ぐために、そういう考えられる、事故が起きかねないような状況のどこをもう一度検討していただけないかということをお話してるんです。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 家庭訪問の場における具体対応ということで御指摘をいただいたわけですが、家庭訪問に限らずさまざまな場面で保護者とのいろんな接点というんですか、あるいは具体のかかわりということがございますので、家庭訪問につきましては、一般としては先ほど申し上げましたように、これからの教育を学年、学級で、あるいは学校全体として進めていく上で、家庭訪問というのは極めて重要な機会でございます。

そういった意味では、所期の目的が十全に達成できるように、そういう面の指導を改めて学校長にいたしたいと思っておりますし、配慮の問題として、現実こういったことが生じたわけでございますので、個別に配慮する事項についても、改めて家庭訪問に限らず指示をいたしたいというふうに考えております。

未然防止につきましては、何はともあれ、1つは管理職を1つの核にしなが、教職員の理解認

識が本当に行動規範というんですか、倫理にまで徹底するということが必要でございますので、改めて教職員の服務全般も含めて、管理職に対する指導と、そういった事案 児童・生徒間あるいは教職員間でセクハラ的行為が発生した場合には、その予防なり、あるいは事案の整理なり事案への対応につきまして、教育委員会内部にも一定の対応組織、それから学校にもその対応組織を置いておりますので、そういう組織の中に再度位置づけをし直しまして、再発防止にあるいは未然防止に努めたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 時間がありませんので、こればかりかかっておられませんので、後日またこの問題を取り上げます。

次に、住宅問題ですけれども、先ほどの答弁の中で、前畑、宮本で5年以上家賃のたまってるのが61件あるとおっしゃってありました。（発言する者あり）61件やったな、5年以上。3住宅は1,900何ぼやろ。5年までやったか。そうか。

それで、前畑で780万円、それから宮本で190万円ですね。それから、平成9年から61件、1,900万、これは3住宅ですね。

この中に61件分の名前が、これは3住宅について載っておりますけれども、これから見ていくと、金額までずっと収入まで皆書いてますけれども、これを判断ずっとしていったら、請求額がずっと書いてますけど、どれだけ収入を得てるかというのは、逆算していけばわかるわけなんですわ。果たしてこういうものがいいいんかどうか。それであれば、ほかの住宅もそういう名前の公表をしていくんかどうか。

それから、もう1点は、平成9年の6月11日に話し合いをして、そして住宅側から4点にわたっての要望書を出したと。建てかえについては了承しますと、そのかわりに4点について要望します。当時の助役、今でも助役ですけれども、わかりましたと、返答しますと、回答しますと言ったきりいまだに回答してないという状況、なぜなのかどうか、回答できないのかどうか、そこらをお聞かせ願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） おっしゃるとおり、当時、平成9年の6月だったと思うんですけども、このときの会議は、先ほど部長の方からも答弁いたしましたとおり、目的はまずマスタープランの説明でございました。入居者の当時の世話人の代表者の方から、建てかえするのであれば、その当時個人的な見解ということで、先ほど部長の方から答弁いたしました4項目についての要求、要望がありました。個人的ということもございましたんで、当時の世話の代表者の方からは、これはそれ以後の話で入居者の総意やということで私どもも聞いております。

当然、私どももその時点で正式な回答を出すのであれば、やっぱり文書でいただきたいということもありまして、そしたら正式に回答いたしますということで、そのときの話が今現在継続をしているところでございます。先ほど部長の方から正式な回答は出していないというのは、その辺でございます。非公式にはやはりある程度の話はしておるんですけども、今現在なお正式な回答は出しておりません。

当時の状況は以上でございます。よろしく願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） あのね、助役は助役としてこのときに出たわけでしょう。助役以下、これ名前読み上げましょうか。名前読んだってどうってことあれへんわけや、立ち会いしたんやから。悪いことしたわけやないねんから、立ち会いしたんやから。名前これ4人か5人出てるんです。わかってるんです。それを何で名前発表せえへんのか。おかしいやん、こんなもん。

その方たちが泉南市を代表して出てるんですわ、泉南市を代表して。魚屋のおっさんと話ししてるわけじゃないんです。あるいは、八百屋のおっさんと話ししてるんじゃないんです。助役として、泉南市の代表として話し合いの場に臨んでるんですわ。そのときに4点にわたってこれは請求してるんですわ。読みましょうか、さっき何かわけわからへんかったから。

1点目に土地に関する逸失利益の補償、2点目

に昭和49年以後の約束不履行に対する慰謝料の請求、3番目に当時市長との約束、家賃据え置きよう聞いといてくださいよ。家賃据え置き、自己資金により補修改修。家を補修したんです。ある家は何百万もつぎ込んだ。投入した損害を返還する、当たり前の話や、こんなことは。

4番目に正当な理由により請求できる営業補償。営業しとったんです、当時。その営業補償をしてるんです。これは当たり前の請求なんです。にもかかわらず、いまだにその回答をしてないというのはどういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 当時、私どもはこの要求を受けてないと言っておりません。確かに受けております。先ほども申し上げたとおり、やはり正式な回答を出すのであれば、文書でいただきたいということもうちの方から要求をしております。文書でいただいたならば、うちは正式に回答を出しますということも入居者の方にも言っております。

そういうことで、今現在も正式には回答を出してないということでございます。非公式にはやはりいろいろな話をしております、当然ね。それで、4つの項目は、今奥和田議員がおっしゃったとおりの要求は、受けておることは事実でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） あのね、助役ね、その場限りの答弁をしてもうたら困るわけですね。当時、責任者同士が会って話し合いをしたんですわ、これは。遊びでやったわけでも何でもありませんわ。真剣な状況で話し合いをしたんです。仮に、もしそのときに口頭だけで文書でなければいかんというのであれば、なぜこの5年間もほうつたらかしとったんですか。回答せなあかんで、回答書を正式に出さなあかんで、そしてそれを文書にしてくださいということなぞ言わなんだんですか。

5年間もほうつたらかしの状態にしといて、今になって正式に文書でなかったから、口頭だけやからそれは無視しましたと、それでは世間通らんとしますよ。そんなもんじゃない。話し合いというのはそんな簡単なもんじゃない。お互いが真

剣勝負で臨んでるんです。

泉南市の代表として参加したのであれば、そこは常識として、真心として、後日でもいい、そういうのを回答出したいから文書にしてくださいと言うのが当たり前でしょう。5年間になってこの問題を持ち上げられて初めて文書がないからというのは、これは詭弁にすぎない、そんなことは。どうなんですか、そこらのことは。

にもかかわらず、この問題をそのままほうつたらかしの状態にして、家賃を先出せ、家賃を先出せというのは、これは余りにも一方的な考え方だと思います。市民というのは弱い立場の中で、これが命綱なんです。この命綱を断ち切ってしまったら、あと話し合いできにくいという状況があるんです。まず、これを回答した後で、家賃を払わないと言ってるんじゃないんです。そのときに供託してるんですから……

議長（角谷英男君） 奥和田議員、時間です。

以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

次に、2番 竹田光良君の質問を許可いたします。竹田君。

2番（竹田光良君） 皆さんこんにちは。公明党の竹田です。議長にお許しをいただきましたので、平成14年第2回泉南市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

さて、既に何人かの先輩議員よりお話がありましたが、2002 FIFA公認日韓共同開催のワールドカップは、日本の大活躍もさることながら、世界のスーパースターが集い、連日すばらしい試合内容もあわせて、サッカーのすばらしさ、またスポーツのすばらしさを改めて体感することとなり、まさに日本列島が熱狂しております。残念ながら、日本は御存じのとおり先日トルコに惜敗したものの、次回のドイツ大会には大きな期待が寄せられるものであります。

私は今大会を通じて感じますことは、大会そのもののすばらしさもありますが、何より日韓共同開催により、日本は韓国を、韓国は日本を互いに応援することにより、これまでの政治的レベルではなく、サッカーというスポーツを通じての新たな友好、友情のかけ橋がかけられたのではないかとことです。

さて、その日本と韓国は今大会においてすばらしい結果をもたらしております。中でも韓国については、いよいよアジア初のベスト4に進出し、あすドイツと戦いますが、日本にしる韓国にしる、前回のフランス大会より大きく飛躍できた原因はいろいろあると思われませんが、やはりその中でも監督の存在というのが大きなウエートを占めるものがあると思われまゝ。日本のトルシエ監督に韓国のフース・ヒディンク監督は、就任後ともに両国のサッカーを大きく変えたと言われております。

また、このワールドカップにより少々影が薄くなっているプロ野球についても、最近少し勢いが落ちてるようですが、阪神タイガースにしても星野監督にかわり、ことしは同じチーム、同じ選手が昨年とは随分大きく変わったようにすばらしい結果を残しています。

つまり、政治にしるスポーツにしる、いかなる分野のあらゆる組織は、リーダーの存在が非常に大切であります。また、近年この不況のさなか、本当にすばらしいリーダーを希求されているのではないかと思います。

そういった意味におきましても、本市におきましても、向井市長がさきの市長選挙に勝利され、再び泉南市のリーダーとしてこの4年間泉南市のかじ取りをされることになりましたが、どうか市長としてのリーダーシップを発揮されまして、市民が喜び、夢を見て、そして泉南市民として胸を張れるような市へと発展さしていただきますようお願いし、通告に従い大綱4点について質問させていただきます。

1点目は、職員のメンタルヘルスについてです。

最初に、職員の皆様においては、日ごろより泉南市のために、また市民の皆様のために大変頑張ってくださいしております。しかし、一方その職員への不平不満についてのクレームは今もって多いのも現実であり、私が議員をさせていただいてより1年半以上たちますが、各所においても常に問題として取り上げられております。

私は、その職員の皆様は、泉南市にとって非常に大切な人材であり、ある意味財産だと考えております。泉南市が元気で活力のあるまちに、また生き生きとした夢のまちづくりの第一歩は、ある

意味そのまま市民のためにある、役所の環境に通じるものがあると思います。つまり、職員一人一人が元気であり、生き生きと市民の皆さんのために働くことが、市が大きく変わっていく原動力の1つになるのではないかと思います。

産業構造の変化、技術革新の進展等による労働形態の変化から、昨今職場のメンタルヘルスについて、役所のみならず一般企業においても大きく注目されております。

旧労働省が調査、報告している昭和62年時でも、仕事上で神経の疲れを訴えている人は7割に、仕事に不安やストレスを感じている人は5割に達していると報告され、その内容は、男性では仕事の質・量が57%であり、次いで職場の人間関係、仕事の適性、昇進、昇格と続きます。また、女性については、職場の人間関係61%がトップで、次いで仕事の質・量となっているそうです。

当市の職員の方々も、年々メンタル不全についての理由で休暇をとられてる方が多くなってきているとお伺いいたしました。そこで、当市の職員のメンタルヘルス不全者の現状をお聞かせください。

また、2点目に、これまでの対策、そして当市では平成12年にメンタルヘルスの講習会を行ったとお聞きしましたが、その内容と効果についてお聞かせください。

3点目に、今後の取り組みについてもお聞かせください。

大綱2点目は、泉南市の防災、防犯についてです。

あの阪神・淡路大震災や昨年の米国同時多発テロに大きく代表されるように、危機管理については本当に問われている昨今の現状があります。昨年、明石市で起こった花火大会の惨劇や、近くは先日6月18日に起こった大阪府中央区のあさひ銀行のキャッシュコーナーでの爆発事件等々、私たちの周りでは何が起こるかわからない現状があります。

そんな中、先日当市においては防災マップを作成され、各戸に配布されました。非常にありがたいこととは思われますが、今後その防災マップをどう活用するのが非常に大切であると思われま

す。

1点目として、防災マップの今後の活用について何か考えておられましたらお聞かせください。

2点目は、市内の防犯についてです。

長引く不況も関連し、地域での空き巣、ひったくり、痴漢等が最近非常に多くなっております。各地域では区、自治会などが中心となり防犯委員等を組織し、懸命に頑張っているようですが、一方市に対する対策の声も大きいと思われます。そこで、行政として市内の防犯対策についてお聞かせください。

3点目は、泉南市ではこの庁舎を初め総合福祉センターや文化ホール、保健センター、また保育所から小・中学校の教育機関等々たくさんの施設があります。特に、本庁舎に総合福祉センターや文化ホールと保健センターについては、障害者、高齢者等が頻繁に出入りする施設です。

こういった施設については、特に危機管理面については細心の注意が払われ、何が起こったとしても安全を確保し、緊急時にはしっかりとした対応、対処ができる体制の確立が必要だと思われます。また、その緊急時の体制と同時に、避難誘導訓練についても大切なことと私は思いますが、これらの施設についての非常時の体制や訓練についてお聞かせください。

大綱3点目は、IT関連についてです。

1点目は、いよいよ本年8月から住民基本台帳ネットワークシステムが作動する予定となっております。自治省は、このネットワークの目的を、高度情報化社会に対応して、住民の利便の増進及び国、地方公共団体の行政の合理化に資するためとしており、具体的には、各種行政の基礎であり、住民の居住環境を公的に証明する住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人の確認情報（氏名、住所、性別、生年月日の4情報、住民票コード及び付随情報）により全国共通の本人確認ができる仕組みを構築しようとするものとありますが、まだまだ市民の皆さんにも、こういったシステムなのか、サービス面を初め中身についてや、また反面その個人情報漏えいのセキュリティー面等について理解されていないものが多いと思われます。そこで、この住民基本台帳ネットワークについて

お聞かせください。

2点目は、IT講習会についてです。

3月の定例会でも同様の質問をさせていただいたのですが、その答弁において、平成14年度樽井、信達、新家、西信達の4公民館と埋蔵文化財センターと総合福祉センターで38講座行い、そのうち22講座は高齢者優先、残りの16回の講習は身体障害者優先の講習としていきたいとありましたが、高齢者や特に身体障害者優先の講習となりますと、当然健常者と同じ体制で全く同じ内容の講習を開くことは難しいのではないかとお聞かせください。

大綱4点目は、新家のにおいの問題についてです。

昨年、当該事業所が計画しました改善計画は、既に1年以上たちました。計画では既に工事が完成していなければならないのですが、大雨などが影響し遅延が続いていましたが、その後の進捗についてお聞かせください。

また、ここ最近、堆肥物を運び出すため非常に臭気がひどく、周辺の住民の方は嘆いております。この件につきましても、行政において情報をお持ちと思いますが、あわせてお聞かせください。

2点目は、今後の取り組みについてお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

副議長（東 重弘君） ただいまの竹田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から、防災面について御答弁を申し上げます。

本市では、未曾有の被害をもたらしました阪神・淡路大震災を教訓に防災対策の重要性を再認識し、防災備品の充実や防災行政無線の再整備など、さまざまな防災対策に取り組んでまいりました。

また、先般泉南市防災マップ改訂版を作成し、市内全家庭に配布いたしましたところでございます。防災マップは、市民が災害時に速やかに避難できるように、災害危険地域や防災施設など有用な情報を示したものでございます。本マップは、市内を5つのゾーンに分けて、避難所、警察、消

防署、病院を色分けして明示し、土石流や地すべりなど災害のおそれがあるエリアもわかりやすく示しております。

また、従前は、瀬戸内海については、津波については余り発生しにくいというふうに言われておりましたけれども、最近の研究では、やはり大地震が起こったときに瀬戸内であっても津波が予想されるということでございますので、津波浸水予測図を掲載するとともに、市内医療機関を地図上に示しました医療マップも折り込んでおまして、幅広く市民に活用していただけるものと思っております。

また、自然災害だけではなくて、昨年のテロにありますような人的な災害あるいは事件も考慮しなければならぬというふうを考えておまして、近隣市町ではいち早く泉南市危機管理会議というものを発足いたしまして、私を議長に幹部職員、もしそういう面で何かあれば速やかに対応できるような体制を組んだところでございます。

また、一方では地元でやはり初期対応というのが一番重要でございますので、自主防災組織の立ち上げをお願いいたしておまして、現在新家の中村区、下村区、それから大苗代区について自主防災組織を立ち上げ、設置をしていただきました。それらの自主防災組織に対して、市より防災資機材の提供をいたしているところでございます。

今後とも、さまざまな角度からこの防災という面を取り上げて、可能なものからできるだけ速やかに市民の皆さんに御安心いただけるような施策を展開してまいりたいと考えております。

なお、この防災マップについては、まずいつでも目につくところにお置きをいただきまして、また日ごろからのそういう避難するときの必需品等の準備もあわせて御利用いただけるような、啓発用という形で配らしていただきましたので、ぜひ御利用をいただきたいというふうに思っております。

今後とも、市民の防災意識の高揚に努めますとともに、施策の展開を図りまして、災害に強い安全なまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。  
副議長（東 重弘君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 竹田議員さんのIT関連について、IT講習についての御答弁を申し上げたいと思います。

議員御質問の平成14年度IT講習での高齢者あるいは障害者の方々に対する具体的な対応についてであります。IT講習につきましては、原則1つの講座を開催するに当たり、受講者20人に対しまして中心になる講師といたしますが、メインの講師の方が1人、サブの講師の方が2人で実施しております。メインの講師の方が受講者全員の方に対しての説明を実施し、サブの方2人が受講者の様子を見ながら個々の受講者の手助けをしているという状況でございます。

御質問の対応についてでございますけれども、はがきで講習を申し込みいただいた時点で障害の部位を記入していただいております。また、IT講習実施に当たり、サブの講師の方がさらに必要かどうかを判断するために、その障害の内容について申し込まれた方に電話で直接連絡をとってたりしております。

今回、半身が麻痺されておられる方の申し込みがあったのですが、電話でお話をさせていただいたところ、キーボードなどの操作は片手でできるので特別な配慮は要らないという御返事でした。障害の部位に応じまして、その都度サブの講師をふやしていくことで対応していくつもりでございます。

高齢者につきましては、実際の講習ではサブ2人で来ておりますが、今後とも配慮が必要な場合は、適宜人数をふやすなりの対応をしまいたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 竹田議員さんの御質問のうち、職員のメンタルヘルスにつきましてと避難訓練の関係について御答弁をさせていただきます。

まず、メンタルヘルスの関係でございますけれども、御承知のように、近年職場におけるストレス等が原因で心の病気にかかる人が増加してきておまして、公務員におきましても例外ではなく、メンタルヘルスの重要性が高まってきているもの



と認識をいたしております。

本市におきましても、現在数名の職員が病気休暇を取得しております、これまでもその対策といたしまして、平成12年度に希望者を対象にメンタルヘルス研修を実施したところでございます。その際、メンタルヘルスの専門家を講師に招きまして、また参加者には事前に心理テストを行いまして、参加者にはその日診断結果を参考にしながら研修を受けたわけでございます。そのため、参加者はみずから精神的健康状態を客観的に見ながら研修を受けることができたために、効果があったものというふうに考えております。先般、健康保険組合から全職員を対象といたしましたメンタルヘルス・ハンドブックにつきましても配付をいたしましたところでございます。

次に、今後の取り組みでございますけれども、心の病気も体の病気同様に早期に自分自身の心の状況を自覚することが早期の治療につながり、また予防という面からも重要であるというふうに認識をいたしております、今後におきましても、メンタルヘルスの研修をできるだけ多くの職員が参加できるような形で継続してまいりたいというふうに考えております。

次に、庁舎を初めとする他施設の避難訓練の中でございますが、本庁舎につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

現在、本庁舎につきましては、消防法に基づきまして防火管理者の選任届、消防計画書等について提出を行っているところでございますが、現在まで本庁舎では防火・防災対策といたしまして、法に定められております消火器の設置、自動火災報知器や防火扉の点検等を重点的に実施をいたしておるところでございますが、全職員等を対象とした消火、通報、避難誘導に関する訓練は、まだ今のところ未実施ということになっております。

今後は、来庁者の方々の安全等を図る観点からも、消防本部の指導を仰ぎながら訓練等につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私

の方から、市内の防犯についてお答え申し上げます。

市内の犯罪の状況でございますが、1月から4月の合計で、平成13年度と14年度を見てみますと、刑法犯の総数は平成13年が398件、平成14年が463件、窃盗犯の数ですが、これにつきましては、平成13年が368件、平成14年が412件といずれも増加している状況でございます。また、大阪府全体を見ましても、平成11年から犯罪総数が急増してきております。

次に、防犯への市の取り組みについてでございますが、本市において防犯活動を行っている組織といたしまして泉南市防犯委員会がでございます。この委員会は、市域の防犯活動を推進し、各種犯罪の防止を図り、もって市民の安全で快適な生活環境づくりに寄与することを目的として活動を行っていただいております。

委員会の概要でございますが、防犯委員として118名の方を市から委嘱させていただき、市内を7地区に分け、活動いただいております。

次に、主な活動内容でございますが、7地区の委員長による毎月1回の役員会の開催、年2回の市内防犯パレードや街頭ティッシュ配布等による啓発、また夜店、盆踊り、秋祭り、歳末等における防犯パトロール、また各地区では月1回の防犯パトロールの実施等の活動を泉南警察署と連携をしながら行っております。

本市といたしまして、防犯委員会、泉南警察署、各区等と連携を図りながら、地域安全活動を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 油谷市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（油谷宗春君） 私の方から、IT関連で住民基本台帳ネットワークについてと新家の悪臭問題について御答弁を申し上げます。

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、地方公共団体共同のシステムとして全国共通の本人確認ができる仕組みを構築し、高度情報社会に対応して、住民の負担軽減、サービスの向上、国・地方を通じ

た行政改革を図るため、平成11年の8月18日に住民基本台帳の一部を改正する法律が公布され、改正の法律には、記録する個人情報の限定、本人確認情報の利用及び提供の制限、本人確認情報の保護措置等について明確に規定しており、住民基本台帳ネットワークの構築に当たりましては、本市の個人情報保護条例との関係を十分に考察する必要があると認識し、本市の個人情報保護条例第10条、いわゆる収集目的外利用及び外部提供の制限の規定により、ネットワークシステムの導入について個人情報保護制度運営審議会へ諮問をさしていただきまして、国の関係法令等の遵守も大事であるが、個人情報の保護に十分配慮して導入作業を進めるようとの答申をいただいているところでございます。

従来の4情報 住所、氏名、性別、生年月日に住民票コード いわゆる無作為にコンピューターによって設定されました11けたの番号でございますが、これらの変更情報を本年8月5日を第1次稼働とし、行政機関に本人確認情報の提供を開始いたします。

市民の皆様方への周知方法といたしましては、7月号の「広報せんなん」に内容を掲載する予定でございます。また、住民票コードにつきましては、8月中ごろ郵便でお知らせする予定となっております。

今回の第1次稼働により、法令上明確に規定された分野での活用、例えば恩給、年金などの現況届、児童手当の申請や各種資格申請時の住民票添付の省略などが可能となり、平成15年の8月の第2次稼働後は、全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれますし、引っ越しの際、一定の条件を満たせば転入地のみで済みますので、転入、転出に係る不正行為が防止されるようなことが考えられるほか、事務の効率化により国・地方を通じた行政改革に資するものであると考えておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

続きまして、新家の悪臭問題でございますが、改善計画の進捗状況でございますが、建設を進めてまいりました肥料化システム施設や堆肥舎の新築2棟等の改善計画は、ややおくれましたが、完成しております。当市におきましても、それらの

施設については現場での確認を行っております。

しかしながら、悪臭の主要要因と思われる屋外に野積みされている堆肥については、若干減っているものの、まだかなりの量が残っている状況でございます。

したがって、これらの屋外堆積物については、肥料化あるいは飼料化の処理を早く進めるとともに、建物内に入り切らない部分については場内から撤去するようにと、大阪府及び泉佐野市とともに現在まで指導を続けてきたところであります。このほど業者から、屋外堆積物の場外搬出先をようやく確保できたとの報告が大阪府を通じて両市にあったことから、その搬出先について大阪府と両市が確認を行ったところでございます。

つきましては、一刻も早く野積みされている堆積物を搬出するように、今後も引き続き強く求め、大阪府と両市が連携をとりながら進捗状況を監視し、指導してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお祈りを申し上げます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、メンタルヘルスの分から再質問させていただきます。

大変前向きというか、そういった答弁をいただいたと思うんですけども、私このメンタルヘルスということで何で今回取り上げさせていただいたかといいますと、壇上でもお話しさせていただいたとおり、近年こういった心の悩みが非常に多くふえてきている。これは行政だけじゃなくて、やはり民間なんかでもこの辺よく研修、講習会などを開いてやっていると。一番思いますのは、職員の皆さんというのは大切な人材だと思います。

例えば、窓口であるとか、いろんな現場であるとか、市民の皆さんと接する機会も多いと思うんですけど、そんなときに非常に元気であるとか、また、一生懸命頑張っている姿を見るということは、市民に非常に活力も与えると思うんですよ。

そういった中で、実はこれについてちょっと勉強させていただいたんですけども、先ほどの答弁の中でも非常に重要であるし、これからも継続し

ていきたいというようなお話もありましたんで、よろしくお願ひしたいというところであれしたいんです。

ただ、この間、前回、平成12年のときに一度やられたということなんですけども、実施していただくのに大事な点が何点かあると思うんですけども、実は私、これについて和泉市の方で実施しているということでちょっと勉強に行かしていただきまして、向こうの総務部長ともちょっとお話もさせていただいたんです。泉南市の方は12年に実施したんですけども、実際出られてる方が30名ちょっとぐらいというようなことを参加された方にお聞きしました。

心の病気の問題ですんで非常に慎重に扱わなあかん分もあると思うんですけども、できましたら全員が参加できる、また一応全員対象にして、12年のときは30名みたいでしたけども、和泉市なんか、それがいいとは言わないんですけども、とにかく全員参加できるようになってるんですね。

こういった病気の問題というのは、別に精神医学者でも何でもないんで詳しくはわからないんですけども、いつ何どきそういう状態になるかわからない、またそれで自分だけは大丈夫であると、安心であるという、そういう人に限って非常にかかりやすい1つの現代病になってるわけなんですね。

そういう意味で、やはり全員対象に、本当に市長から助役、またこうやってお話しさせていただくだけで私も大変緊張しておりますんで、それでもうメンタルヘルスにちょっと陥るぐらいの緊張感もあるわけなんですけども、本当に全員が参加をしていけるような、そんな講習会をできればとっていただきたいと思うんですけども、その点についていかがですか。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 先ほども御答弁いたしましたけれども、この講習については、私も平成12年に初めてということでございますので、まだ余りノウハウも蓄積されていないということの状況で初めて実施をしたわけでございますが、今後当然いつだれがどういう形で起こるかというのはわかりません。私も予測できませんので、対

象は全職員を対象として、継続的にこれは実施する必要があるというふうに考えております。

それと、いろんな健康保険組合等もやっている、そういう事業についても、健康保険組合員が参加できるというものもございますので、その辺は十分職員にPRした中で、その辺への参加についても推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） しっかりとまたお願いしたいと思いますけども、この間ちょっとお聞きした中で、各市なんかでも結構実施されてるということで、また府下いろんな市があるみたいなんですけども、特に実施してないところも割とあるんだと。管理職対象にしてるところも結構ありました。全職員を対象にというのはなかなかないみたいなんですよね。先ほど部長もおっしゃっていただきましたとおり、それともう1つは継続性という意味がやっぱり非常に大事なものであるというようなお話を聞きました。

ある市によりましたら、実はメンタルヘルス相談ということで月に2回ほど、5時半以降に専任の相談員を設置いたしまして、職場の悩み事相談というのを実施している市もあるというふうにお聞きをいたしました。

そういった中で、とりもなおさず平成12年に先に泉南市として取り組んでいただいたことに非常にすごいなというふうな感想も持ったんですけども、今後こういうふうな研修のほかにも、当然こういったメンタルヘルスの不全者もふえてくる可能性がある中で、例えば研修、講習だけじゃなくて専門のカウンセラーなんかもこれからやっぱり必要になってくるのかなと。ただし、予算的なものもあると思うんですけども、その辺についてどうお考えなのか、ちょっと最後にお聞かせください。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 確かに今竹田議員言われましたように、月何回かそういう相談日を設けて役所でやってるということも披露されたんですけども、現実として泉南市の場合まだそこまでいっていないということの中で、先ほどお答えいた

しましたように、健康保険組合が行っているストレスドック、これは専門のドクターがそういうカウンセラーを行うわけですね。

まず、これはちょっと内容的に説明いたしますと、問診票というのがございまして、それとあと精神生理学的検査とか血液検査、それと心理面接、それとあと次に医師の面接ですね。こういうことを行った中で訓練をしていくということでございます。

それが終わってからセミナーというのもございますので、この辺をまず活用していただきたいということで、職員にも十分PRしていくということでございます。近くでできる分があれば一番いいんですけども、これについてはまだ次の段階という形で、我々としても検討課題の1つであるというふうに認識はさしていただいております。

以上です。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 今後ふえてくるようなこういう心の病ですので、またしっかりと対応していただきたいと思います。仕事が昔と違っていろんなこれから人材という1つの中で何でもできると、どんなことにもできていく、そういう人が求められていると思いますし、そういった中で仕事に対するストレスというのは大変なもんだと思います。本当はそれが一番の市民サービスに即つながらないかなと私自身思ってますんで、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市内の防犯についてなんですけども、先ほども少し数字もお示しいただきましたけども、空き巣、また痴漢、ひったくりが市内で非常に多くなっていると思います。特に、私が今住んでます新家の方のサングリーンの方なんかでしたら、非常に暗くて、痴漢とか、また空き巣なんか、またひったくりが非常に多い。

この後の防犯、また防災云々にも絡んでくるんですけども、先ほど市長の答弁の中にもあったと思いますけど、非常に大事なことは、要するにこういう空き巣とか痴漢とか非常に危険やというのはわかってるんですけども、例えば防災にしたってそうなんですけど、なかなか格差があると思うんですよ、日ごろの危機意識というか。

この間、先日と言うていいのかわかりませんが、サングリーンの方で実はひったくりがあったんですね。そのときにその方は大きな声を出されたんですね。ギャツというギャツが何かようわかりませんが、そうしたときに近所の方が全部窓をあけて、それでどうしたんやということで一斉になったもんですから未遂に終わったと、そんな事例もあるわけなんです。

これは日ごろからそういうふうになんとどめておかないとなかなかできないと思うんですけども、かといって、じゃしたら市内の防犯について取り組んでいくというのは、非常に難しい問題もあると思うんですけども、まず1つに、今後ますます啓発をしていくんだというような話がありましたけど、具体的に防犯についてどういった啓発を考えておられるのかというのをひとつお聞きしたいのと、もう1点は、泉南市として、私は空き巣、痴漢、またひったくり、そういったものはやっぱり許さないんだと、市から追放していくんだというぐらいのひとつ宣言なり、そういったものも必要じゃないか、大切じゃないかなというふうに思います。

この2点についてちょっとお伺ひしたいんですけども、お答えいただけますか。

副議長（東 重弘君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 再度の竹田議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

先ほども主な活動ということで申し上げさせていただきましたが、まず年2回の市内の防犯パレード、街頭ティッシュペーパーの配布、またそれによります啓発、それに夜店とか盆踊り等々の防犯パトロールということをやっておるわけですが、そのときそのときのひったくりとか、そういう犯罪の多いときには、それなりのそれに向けての啓発等もやっていただいておりますので、今後ともそういう空き巣とか痴漢とか、そういう一般に多い地区、特にそのように防犯委員会の方にもお願ひをいたしまして、そのような対応をしてまいりたいと考えております。

また、先ほどおっしゃられました宣言というんですか、これにつきましても、竹田議員の1つの

提案として私どもの方も承りまして、今後の課題ということでさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） この防犯については、ちょっと最後にもう1点だけ。

今後、高齢者社会を迎えていく中で、高齢者に対して非常に大事な部分でもあるんじゃないかなと思いますね。実は、泉南市で私の知ってるところなんかで、夜寝てても、上で寝てたらよかったんか知りませんが、下で空き巣に入られた方なんかおられるわけですね。こういった不景気な状況ですんで何が起こるか分からない。

そんな中で、だんだん泉南市の中でも1人でお住まいの高齢者なんか非常に多くなってると思うんですけども、1つの高齢者対策としても、当然市民の生命、財産を守る行政の立場としても、ひとつしっかり取り組んでいかなあかんのと違うかなというふうに思うんですけども、その点についてちょっとお聞かせください。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘のように高齢化が進んでまいっております。本市にしても例外ではございませんで、今65歳以上が約14%ということでございますので、これから毎年上がっていくのは間違いないというふうに思います。

したがって、これからのまちづくりといいますが、防犯も含めた形、交通安全もそうですが、そういう考え方もやはりその時代に合った考え方の中で施策をやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

特に、防犯あるいは交通安全にしても、高齢者を対象にした講習会といいますか、そういうことも泉南署さんでも十分お考えいただいてまして、例えば交通安全なんかですと、老人会の寄り合いのときに向こうの方が来ていただいて、いろんな事例なり、あるいは注意事項をお話いただくということもやっております。

ですから、もし例えば自治会等でのいろんな寄り合いがあるとしますれば、そのときにその防犯問題を取り上げるとか、あるいは交通安全問題を取り上げるとかという形で、私の方の所管にでも結

構でございますし、泉南署でもいいというふうに思いますが、一度その話をとというか、注意喚起も含めて来てくれということであれば、多分喜んでお伺いするということになってるはずでございますので、ぜひこれからもそういう形で、少しでもそういう機会があれば対応できるような形で取り組んでいきたい。我々と泉南警察署さんと相連携しながらやっていきたいと、このように思っております。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） わかりました。

続きまして、防災マップ、また各施設の避難訓練についてということで、こういうのに関連して今回質問させていただいてるわけなんですけども、防災マップは非常にわかりやすく、4カ国語ですとか5カ国語ですか、書いていただけてますし、どこへどうしたらいいのかというのが非常にわかりやすくできてると思います。

ただ、これについても、先ほど市長の方から見るところへというふうにありましたけども、既にもうどこへ行ったかわからんというところもきつとあるんじゃないかと思うんですね。

阪神・淡路大震災なんていうのは非常に考えなかったような大惨劇だったわけなんですけども、そんな中でこういったマップをつくっていただくというのは、どこへ行けばいい、またどうすればいいというのが非常にわかりやすくなったと思うんです。

難しい問題だとは思いますが、何年かに一遍、忘れないように、これは区とか、また自治会なんかと連携したりして、また防犯委員会なんかも連携したりせなあかんのかなと思うんですけども、一回訓練なりそういった誘導訓練なんていうのは、私自身は必要もある時期が来てるんじゃないかなというふうに思います。

といいますのは、まず1つは意識的な格差の、それを同じように持っていかなあかんというふうに思うのと、もう1つ、先ほどの話じゃないですけど、高齢者もかなりふえてますし、また小さなお子さんも大変あります。私のとこでしたらこのマップから行くと新家東小学校に避難ということになるんでしょうけども、それにしてもいざとな

ったときに大変混乱すると思うんですね。

だからといって、本当に来たように想定とができないと思うんですけども、少しそこへ今回やりますよと、全体でやりますよということですので、随分気持ち的というか、また意識的なものが変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺についてはどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今回は防災の啓発、緊急時の連絡とか、市内各避難所の紹介とか、家庭で災害に備えていざというときにということで、防災マップを平成8年に続いて2回目ということで配布をさせていただいたんですが、今竹田議員の方からも防災訓練もやったらどうかという御提案をいただいております。

従来から、過去昭和63年から防災訓練を飛び飛びでございますけれども、実施をいたしております。大々的には5回ほど行っておるということでございまして、最終は平成9年9月1日ですか、大阪府と合同で大阪の南部広域防災拠点の方で訓練を実施いたしております。

それと、あと職員もそういう重要なことを忘れたらいかんということで、阪神・淡路大震災の後でございますけれども、参集動員訓練というんですか、災害対策本部会議の訓練を平成8年からでございますけれども、毎年1月17日からそれ以前に早朝行っております。忘れないようにということで、そういう対応をしてるわけでございます。

全体的な防災訓練につきましては、平成9年からしばらく期間があいてるということで内部でも議論をいたしておりますけれども、また適切な時期には市民全体を対象としたそういう訓練も必要ではないかというふうに考えておるところでございます。予算等の関係もございまして、適時その辺は我々としても企画していきたいというふうに考えております。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 時間がだんだんなくなってるんですけども、あと先ほど初めに各施設の方のそういった訓練もどうなんでしょうというふうにお聞きしたんですけども、それは全くどこもやっ

てないというふうな認識でよろしいんですか。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 先ほどお答えさせていただいたのは本庁舎の関係でございまして、ちょっと聞いたところによりますと、あいぴあと文化ホールでは各1回実施してるというふうに聞いております。訓練の内容まではちょっと聞いておらないんですけども、今後も当然消防本部等の指導を仰いでということの中で、市全体の施設でどれを重点的にやっていくかということも踏まえて、協議をしていきたいというふうに考えております。副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） そうすると庁舎はなかなかしてないと。ちょっと調べましたら、他の市でもなかなか庁舎なんかやってないというふうなことみたいですが、こういった分なんか要るんじゃないかなと思うんですね。

ここの泉南市の庁舎なんかでもどうなんでしょう、マックスでいえば500人近くぐらいは、いろんな市民の皆さんから入れれば、いっとき多いときだったらおるんですかね。もっと少ないかどうかわかりませんが、そういうときに、いざとなったときに結局何も手を打ててなかったというようなことではやはりいけないんじゃないかなと。特に、民間なんていうのは、こういった日ごろの訓練なんていうのはやっぱり大切にしているし、模範とならなければいけない行政が率先して実はやらなきゃいけないと違うかなというふうに思うんですけども、それについてお聞かせ願いたい。

それと、日ごろの防犯ということによると、それだけではないと僕は思います。1つには、例えば整理整頓なんかでも大事な部分だと思いますし、もう老朽化している庁舎ですんで、非常に狭くて職員の方も大変だと思いますけど、やはりちょっと書類の散らかり方というか、足元にも及ぶような、倉庫もないような現状の中で、いざとなったときに大変混乱を来すような、そんな想像もされるわけなんです。

もう1点、例えばの話であれなんですけども、こんなこと余り言いたくないんですけども、例えば今ここで何かあった場合、実はこの議場の入り

口というのは、そこと裏からということなんですけども、後ろ側のやつは当然第一委員会室に続きますから問題ないと思うんですけども、ここの前の入り口が行けなくなったら、実はこの後ろの非常口から出ていくことになると思うんですけども、見ていただいたらわかると思うんですけど、その非常口の前というのが机とかいすを大変置いてました。

多分、きょう今上で傍聴されてる方なんか見えると思うんですけども、入り口が非常に詰まった状態になってるわけなんですね。ああいうのはやっぱり先にきれいに片づけておかなければならないと思いますし、そういった面が非常に大事じゃないかなというふうに思うんですけども、その点のあたりについてちょっとお聞かせ願えますか。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 当然、災害はいつ起こってくるかわかりませんから、一定の基準に基づいてそういう通路等の確保はしておかないかという認識を持っております。先ほども説明させていただきましたように、消火設備等に重点を置いてたということでございますけれども、今後はその辺も踏まえた中、十分その対応を図れるように全庁的に協議はしてまいるということでございます。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） ひとつ前向きな答弁もいただいておりますので、せめて職員全員がまず消火器なんかでもいつでも使えると。そういう訓練もしてなかったら、使ったこともない職員も多いでしょうし、そういう状態にまで持っていて、またよろしくお願ひしたいと思います。

あと、ちょっと時間がないんですけども、IT関連で住民基本台帳ネットワークなんですけども、先ほどちょっとお聞きしましたら、1次稼働、2次稼働とあって、この8月から1次稼働をされるんだと。私もまだまだ勉強不足ですし、お教え願いたいことがたくさんあるわけなんですけども、そうするとこの8月からとりあえず稼働するいわゆる1次稼働なんですけども、この稼働というのは、基本的にはまだ住民サービスどうのこうのと、そういうのはないわけですよ。ちょっと確認で、

事務処理なんですか、ちょっとお聞かせ願えますか。

副議長（東 重弘君） 油谷市民生活環境部長。市民生活環境部長（油谷宗春君） そのとおりでございます。第1次稼働といいますのは、上の行政機関へ情報を上げていくということの作業でございます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） この住民基本台帳ネットワークというのは、いろいろ今のところでも賛否というのはあると思うんですけども、今のところはちょっとそれは抜きにしまして、ちょっと基本的なところを何点かお聞かせ願いたいんですけども、そうしますと2次稼働というか、来年からが今のところ予定としては本格的な稼働になるというふうに思うんですけども、そこで先ほど答弁もありましたけど、個人の4情報ですよ。

まず、これに加えて、そして住民票コードというのがあるんですけど、私ちょっとさっきよく聞き取れなかったんですけども、このコードについてはランダムでつけるんだというふうにありましたけども、何かそういうふうな話があったと思うんですけども、どういった経緯でこういうふうなコードがつけられるのか、ちょっと説明いただきたいんですが。

副議長（東 重弘君） 油谷市民生活環境部長。市民生活環境部長（油谷宗春君） 住民票コードと申しますのは、すべての国民の皆さんに11けたの番号を設定し、設定方法はコンピューターにより乱数群の中から無作為に抽出されるということでございます。住民コード設定後は本人に住民コードの通知をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

2番（竹田光良君） そうすると、私でしたら一体どんな番号になるのかというのは今のところはわからないわけですよ。現実。要するにこういう番号になりましたということで、そして通知でいただくという形になるわけですね。

そうしますと、そのほかに住民基本台帳カード

というか、ＩＣカードというのがまた出てくると  
思うんですけども、これも申請によっていただけ  
るというふうに認識をしてるんですけども、ちょ  
っと具体的な話になってあれなんですけども、こ  
のカードについては申請した人だけに配付してく  
るという、そういうことなんですか。また、これ  
は来年が本格的というふうなことになりましたら、  
どれぐらいの時期に申請というか、そういうふう  
な事務的な手続をされるんか、ちょっとお聞かせ  
願いたいんですが。

副議長（東 重弘君） 油谷市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（油谷宗春君） 申しわけござ  
いませぬ。ちょっと今のところ私そこまで把握し  
てませんので、申しわけないんですけども、後日  
報告させていただきたいと思ひます。よろしくお  
願ひします。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

２番（竹田光良君） そしたら済みませぬ。

あとちょっと２点ばかりお聞きしたいんですけ  
ども、あとこれ市独自で条例で定めるところによ  
り、要するに市独自のサービスができるというふ  
うになってるんですけども、今のところそのサー  
ビスについて何か考へてる部分があるんでしたら  
お答えいただきたいんです。

また、もう一つは、これについて非常に危惧さ  
れてるというか、いろんな賛否があるのは、どう  
しても個人情報保護というか、またそうした漏  
えいが本当にしないかどうかという不安視されて  
る部分があるんですよ。この辺はどうなのか、  
お答えいただきたいんですが。

副議長（東 重弘君） 油谷市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（油谷宗春君） 申しわけござ  
いませぬ。先ほどの住民台帳のカードの交付の件  
でございますが、本人申請でございます、有料  
になると思ひます。

それから、個人情報に対する対策でございます  
が、今回のシステムを構築する上で、国として法  
整備を含めた万全の対策を講じると述べておりま  
すので、本市といたしましてのスタンスは、改正  
基本台帳法で定めていられる中で対応していく  
スタンスをとっております。

しかしながら、さまざまな対策が確実になされ

ているかどうか、この辺のところにつきましては、  
今後十分に見きわめて対応していきたいというふ  
うに考へておりますので、よろしくお願ひ申し上  
げます。

副議長（東 重弘君） 竹田君。

２番（竹田光良君） 今後、また大変重要な１つ  
のあれになってくると思ひますんで、また私も勉  
強させていただきながら質問させていただきたい  
と思ひますんで、よろしくお願ひしたいと思ひ  
ます。

あと、時間の方がいいんですが、ＩＴ講習会に  
ついてはよくわかりました。ただ、この間ある議  
員さんから 他市の議員さんなんですけども、  
泉南市は今いろんな書類をホームページで取り出  
すことができたりして、これはすごいですね  
と、これは本当にすごいですねというような話が  
あって、私もダウンロードから取り寄せてみたん  
ですけども、こういったものもせつかく、要はホ  
ームページ中へ入れていただいているんで、利用さ  
れないとやっぱりだめだと思ひますね。

せめてこの講習会によってそういうことはきち  
りできるように、それを初級でやってしまうの  
か、中級でやってしまうかわからないんですけ  
ども、しかし講習会に参加していればそういうこ  
とまできちっとできると、またそのような泉南市  
のそういった書類を出して、簡潔に事務ができる  
と。前回もちょっと戦略的というような表現でさ  
してもらったんですけども、一斉にぐっとＩＴに  
ついて市民全体のレベルを上げていくんだとい  
うようなところまで考へてやるのは、非常に大事  
なことじゃないかなというふうに思ひますけども、  
それについてちょっとお答え願ひしたいんですが。

副議長（東 重弘君） 時間がありません。答弁  
をお願ひします。中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 昨年からＩＴ講習  
会を始めましたが、いろんな御希望、御意見が非  
常に集まっております。それを十分精査すると  
ともに、これをできるだけ伸ばしていきたい。それ  
は考へは持っております。あとは私どものその方  
針をきちんと確立した上で、財政当局とのいろ  
んな折衝もございませぬし、ＰＲ方法の工夫改善も  
ございませぬ。これは今後ともどんどん進めていき



い施策の1つと、重要な課題だと思っております。副議長（東 重弘君） 以上で竹田議員の質問を終結します。

3時30分まで休憩します。

午後3時 2分 休憩

午後3時31分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 大森和夫君の質問を許可します。大森君。

4番（大森和夫君） 日本共産党の大森和夫です。

市の財政は4年連続の赤字で破綻寸前、府下最低の納税率改善は喫緊の課題であります。市政や市長にかかわりある高額滞納者に対する甘い姿勢は、市民の納税意欲を失わせるものです。

そこで、具体的にお聞きいたします。市長の後援会員で高額滞納者である砂川駅前広場予定地の所有者に対して、その土地を市が購入した分について税金の納付を求める誓約書を結んだことが明らかになりました。この誓約書は、議会にも提案されていない土地購入が前提となるなど、土地購入ありきのものであります。これでは、納税の誓約書ではなく土地購入の誓約書ではありませんか。市の見解をお聞かせください。

泉南市は市営木造3住宅の住民の命を賭した住宅の払い下げの要望を無視した建てかえ計画を押しつけ、住民の反発を受け家賃が供託されています。この建てかえ計画は、市の財政状況からも実現性がないものではないでしょうか。実現性もない建てかえ計画をやめ、住民の意向を尊重し、建てかえ政策を改めるべきではありませんか。見解をお聞かせください。

同和更生資金貸付基金が13%しか回収できていません。この責任と原因を明らかにし、基金の穴埋めをどのようにするのか、お答えください。

幼稚園の統合に対し、地元では新家幼稚園跡に新家公民館を増改築することを交換条件にする考えもありますが、この増改築は確約されていますか。新家幼稚園を新家南幼稚園に統合後、さらに一丘幼稚園に統合する計画は地域性を無視するもので、撤回を求めます。

次に、兎田地域の通学路の安全対策をお示しく

ださい。

グリーン産業による悪臭改善計画はおくれ、我慢の限界を超えています。改善計画がおくれる理由は何ですか。市は保健所と連携した健康調査、公害対策審議会の開催等で住民の声を聞き取っているのか、お答えください。

最後に、市長の開かれた市政の実現のために、市長の公用車の利用状況、市長のスケジュールなどオープンにすべきではないでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（角谷英男君） ただいまの大森議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 大森議員の開かれた市政の実現について、総括的な部分を私の方から答弁申し上げます。

私は、政治に取り組む姿勢として、市民に開かれた明るい市政、対話とぬくもりのある市政、市民総参加の市政を市民の皆様へ訴え、市民の皆様とともに歩む姿勢で市政の運営に取り組んできたところでございます。

市の情報につきましては公開を原則としており、情報公開条例も制定しているところでございます。今後とも、清潔で公正な市政運営を進めてまいりたいと考えております。

なお、具体的中身については、担当部より御答弁を申し上げます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 私の方からは、公用車の利用状況と市長のスケジュールのオープンについて御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の公用車の利用状況についてでございますけれども、市の車両管理規程第10条第5項に基づきまして記入をいたしております、去る3月の大森議員の資料請求のときも提出したところでございます。この日誌につきましては、あくまでも車の管理の状況を確認するということが原則でございます。そういうことで記入しているものでございます。

次に、市長のスケジュールをオープンにという質問でございますけれども、市長の行事予定といたしまして毎週総合調整会議の席で公表いたして

おるところでございます。面会など細かい日程公表については、面会者のプライバシーの保護などの問題もございますので、現段階では積極的な公表は行ってないというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 大森議員御質問の市税関係について御答弁申し上げます。

3点ほどございまして、高額滞納者に対する対応、それから徴収率の問題、それから駅前広場の事業の関係があったと思います。

まず、高額滞納者に対する対応でございますが、これにつきましては、我々は税としまして一番大きな問題であるという形で考えております。そして、これら高額事案につきましては、本年度より専断的に対応する担当を設けまして、従来にない調査活動を繰り広げ、私債権に劣後している不動産を処分対象とするのではなく、たとえ少額であっても現金を差し押さえる努力をいたしているところであり、すぐには効果はあらわれにくい面もございしますが、着実に進めてまいりたいと、このように考えております。

また、私債権に劣化した不動産差し押さえにつきましても、任意売買の申し出があれば、少額納付であっても解除に応じるなど、次年度以降の滞納を発生させない努力も引き続き行ってまいりたいと考えております。

それから、次に徴収率の問題でございますが、平成13年度決算におきましては、徴収率については平成12年度に比較しまして0.97%のアップとなっておりますが、府下ワーストワンであることも事実であります。私どもは新たな滞納を発生させないことが重要との考えから、年間スケジュールを設定するときに、現年分徴収強化月間を設けるとともに、臨戸徴収の強化に努め、納税相談を行うなど早期の手当てを行っているところであります。

同時に、滞納分につきましても、早期納税を促す意味からも幾度となく足を運び、納税交渉に努力をいたしているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

それと、駅前広場の問題でございますけれども、

これにつきましては、さきの予算委員会で誓約書の提出を受けている旨御答弁申し上げますとおり、額に若干のばらつきはございますけれども、納付はいただいております。

また、当該事業で土地を売却したときにも支払うという内容のものであり、私どもは法で定められた権利を行使いたしておりますので、公平性は保たれているものと考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 大森議員御質問の財政問題のうち、市営木造3住宅の建てかえ問題につきましてお答えいたします。

御承知のとおり、氏の松団地住宅、高岸団地住宅、砂原団地住宅につきましては、木造建物の老朽化により建てかえすることにより居住水準の向上、戸数の増加等を図り、多くの市民の市営住宅への要望にこたえていきたいとの考えに基づき、建てかえを計画してきたものでございます。

現在、住民側として第1審の判決を不服として大阪高裁に控訴中ではありますが、裁判が終わり次第、また環境が整い次第、具体的な調査を行い、年次的な計画のもとに、今後の財政状況を見据えた施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、その際には、高齢者社会の到来も踏まえ、バリアフリー等も考慮に入れた居住空間をも検討し、より多くの方々が入居できるよう整備に向け努力してまいりたいと考えております。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、同和更生資金について御答弁申し上げます。

基金の状況につきましては、総額が6,250万円で、うち大阪府の資金がおおむね3分の2の4,150万円、残り3分の1の2,100万円が市の資金となっております。

府の資金につきましては、大阪府市長会同和対策部会主催者会議の中で、平成13年度末までに基金条例の廃止を含めて整理し、基金保有額のうち府の貸付比率に応じて府に返還する、残りについては各市町が適切な債権管理を図るとともに、

回収した資金については府の貸付比率に応じて府に返還する、不納欠損処分の手続を行った場合の債権に関する府の貸付残額については、制度の趣旨、経緯を踏まえ、府と引き続き協議をしていく、というような内容の報告が出ております。

これを踏まえまして、今回本市においても条例の廃止並びに府への返還を行うものでございます。なお、現在、基金の保有額は869万5,300円でございますので、今回このうち3分の2の577万3,000円を府にお返しするものでございます。残り府に返還する分につきましては3,500万円余りございますが、これにつきましては、今後府とも協議し、一定の整理等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、大きな貸付金の未納が出ておりますことにつきまして、担当部局といたしましても責任を感じておるところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。  
教育指導部長（吉野木男君） 大森議員御質問の幼稚園の適正規模・適正配置について御答弁申し上げます。

適正規模・適正配置につきましては、審議会答申にも触れておりますように、検討委員会におきまして、第1点、同一年齢学級数は複数学級が望ましいこと、第2点、適正規模を根底に置いて、将来の園児数の推計、通園距離、安全性、地域性等に配慮し、適正配置や園区の見直しを図ること、第3点として、幼稚園全体や個別幼稚園の措置状況やキャパシティーを踏まえ、現有施設の有効活用を図ること、等を基本的な視点として総合的な検討協議を行い、今後の幼稚園のあり方につきまして、東幼稚園は信達幼稚園に統合、新家幼稚園は新家南幼稚園に統合し、一定の推移を見た後、複数学級にならない場合は一丘幼稚園に統合、雄信幼稚園、樽井幼稚園は園区の見直し、鳴滝幼稚園においては、園区の見直しや新たな保幼一元化の検討等を行う中で、適正規模化を図ってまいりたいという方向性を出しております。

なお、新家幼稚園にかかわりまして、公民館跡地云々について確約はあるのかという御質問でござ

いますが、そういった約束事はございません。

また、一丘幼稚園統合につきましては、先ほど申し上げたような観点から御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。  
教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 議員御質問の通学路の安全対策について御答弁申し上げます。

通学途上の子供を交通事故から守るために、各学校では、道路の歩行、道路の横断、自転車の安全な利用等について交通安全教室を開いたり、通学路で直接指導したり、中には保護者の方の協力を得て交通安全指導を行っています。

また、通学路に関しましても、より安全な道路を指定したり、環境整備課と調整して横断歩道や路側帯を設けたり、標識を設置したりして安全対策に心がけているところです。

教育委員会では、平成11年度に市内の校園に通学路の危険箇所調査を実施し、その結果危険と認められる箇所と指導面に対応する箇所に分類し、危険と認められる箇所につきましては、関係機関に改善の要望を行っています。

議員御指摘の兎田地区ですけれども、その当時特に危険箇所ではなくて、指導で対応できるという形で過ぎてきたんですけれども、これは平成11年当時とかなり状況も変わっています。新家東小学校区の兎田地区内の道路を通る車両の数も増加しています。

教育委員会としましては、子供を交通事故から守るという視点で、環境整備課と連携して関係機関に働きかけたり、より安全な方策について検討してまいりたいと考えますので、よろしく御理解をお願いします。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（油谷宗春君） 私の方から、新家のグリーン産業の改善計画がなぜおくれたかということですが、改善事業がおくれた理由といたしましては、堆肥舎の建設工事に伴う建築確認の許可申請事務がおくれたこと、建設工事は堆積物を移動しながらの工事を行っているわけですが、大雨により泥状になったことから、工

事そのもののおくれが生じたことと伺っております。

悪臭は付近住民の方々にとっては不快であることは間違いがなく、少しでも臭気を減らすために、今後とも大阪府並びに泉佐野市とともに全力を挙げて指導してまいりたいと考えております。

また、公害対策審議会の問題でございますが、この悪臭問題につきましては、現在大阪府、泉佐野市、泉南市の3者で指導中でありまして、さきにも御答弁さしていただきましたとおり、とにかく屋外の野積みされている物の場外撤去が第一であるとの指導を行っているところでございますので、屋外堆積物の撤去が一段落した後に臭気測定を行い、その結果により公害対策審議会委員の御意見を聞く必要が生じたときに諮問をし、開催をしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） まず、税収問題をお聞きしますけども、誓約書の中には分納のことも書かれているという御答弁だったと思うんですけども、これはきっちり毎月の納入がされてるのかね。

市の方針では、滞納者に対しては、特に分納誓約者に対しては、きっちりした分納を守ってもらうということを第一に指導してるというのがずっと今までの答弁ですから、例えば今まで高額滞納者の場合の分納誓約の中で、どういう形で払われてるかといいますと、先付小切手を市が預かって50万円か100万円、毎月これはいただいと。もちろんジャンプ等のこともなく、これが払われてると。これが分納誓約だというふうにお聞きしてます。

この土地所有者に関しても、今の話じゃ入ってないのと違いますか。分納誓約結んだと言えるような、分納誓約を確実に履行してるというふうな状態にあるでしょうか。その点お答えください。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） この分納につきましては、市税が滞納される方について毎月幾ら払っていただきますという誓約書をいただきまして、それでいただいといるというのが分納誓約でございます。この分につきましては毎月分納していただ

いてるということでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） よくわかりません。毎月50万円か100万円払ってもらってるのか、先付小切手をもらって毎月 これは昨年度の2月でしょう、分納誓約というか、誓約書を結ばれたんは。それ以来、きっちりそういう形で納入されてるのか、お答えください。

議長（角谷英男君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） 先ほど部長の答弁の中にもございましたけども、分納は確実に履行していただいております。ただし、部長の答弁の中でも申し上げましたように、額にばらつきがございます。その月によって今月はこれぐらいにしてくれとかいうのがございますが、毎月に納めていただいていることは事実でございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 今までの高額滞納者の対応の中でお聞きしてるのは、50万円もしくは100万円、これが大体相場と違いますか。相場という言い方はおかしいですけども、先付小切手いただいて、毎月それをこちらの方からきっちりいただいていくと。ジャンプもなかったということをお考えますと、この分納誓約を結んでるからという話は、余り説得力がないと思うんですよ。

まず、これを第一にしない上に、まだ土地の納入なんていうことはどこで決まったんですか。土地の納入、土地を納入すれば税金を払ってください、こういうことも書かれていますよね。この件は、土地の納入というのは、いつ買うかも議会でも議決されてない内容を約束して納税を求めるといのは、おかしいことではありませんか。その点どうですか。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、1点目の分納の方でございますけれども、これは我々その滞納者の方と話をしまして、毎月どれぐらい要するに納入できるかというところまで相談しております。そして、その中で、じゃ毎月どれぐらいもらいましょうということ誓約の範囲で納入してもらってるといことでございます。

ですから、この分納につきましても、本人さん

にしてみたら、これは納税というんですか、毎月やるということですので、我々はそれをよしとしてるところでございます。

それと、もう1つ、土地を納入すれば税金云々ということがありましたけれども、この土地を納入するということで税金を納めるというような、そういった内容のものではございません。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） そやけど、これはそういう内容でしょう。誓約書の中で、これも前回の予算審議のときにもそういう内容で話してますでしょう。そういうところまで否定されるとは思いもしなかったんですけどもね。

例えば、市長の答弁ですけども、もし用地を買えば当然それを相当分払っていただくというのが議会からの前も御指摘いただいておりますと、そういう内容で署名を、誓約書を結んでると、そういうことでしょう。前のことでもきっちり約束、確認してることでしょ。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 予算委員会のときに申しましたのは、当該土地を売却した場合、売った場合に、要するにそのときには税金もお支払い願いますよということであって、土地を直接納入するとか、そういう意味でなしに、土地を売却した場合に要するに所得として入るんですから、そのときには税金もあわせて払っていただきますよという趣旨でございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） その土地の売買は、いつのことを想定して言うてるんですか。その売買の期日ははっきりしてるんですか。いつの売買のことを前提にしてそういう誓約書を結んだんですか。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 事業ですね、別に街路事業でもほかの事業でも、例えば用地を市が購入するといった場合には、当然それは個人さんの所得になります。その場合にその所得に対して我々は税金をかけるということでありまして、この場合にもその事業ですね。例えばですよ、購入する時期がいつとかいうのは我々としてもまだわからないわけでございますので、要するに事業があ

って、そしてそれで用地を要するにお売りになった場合には、我々としては税金をいただきますということでお話をさしていただいたということでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） これ、ひどいごまかしでね、今までは市が砂川の駅前再開発の用地として駅前広場を買って、債務負担行為で6億数千万で買って、そういうことを前提にして結んだことでしょう。そんなもんそれこそいつ買うか、市の買う予定もわからん、どこが買う予定もわからへん、そんなもん誓約書結んでどうしますん。

税金入ってくる見通しが無いということでしょう。市が買う、どこが買う予定かそんなことわかりませんと、買ってもうたら所得が入るから税金払ってもらいます、そんなこと誓約書に結ぶような内容ですか。ちょっとそれはおかしいですよ。もう一遍答弁お願いします。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 私、申しましたのは、この事業につきましては、当然市の方で債務負担を組んで、それで当該年度で事業を行う。これはそのときにそういうことがわかっております。ただ、そのときに具体的に1年間で、例えば何月何日にこの用地を買収しますよといった、そういった保証というんですか、それは確約されてない。

ただ、そういった場合に、持ち主に対して市が用地を買収した場合には、これは最終的には先行取得ということになりますので、公社ということになると思いますけども、公社がその方から要するに用地を買収した場合には、当然それはそのときに税金をお支払い願いますよということの誓約書だったと、こういうことでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） これね、市も土地開発公社も、市長、いつ買うとかいう約束あるんですか。議会にそういう提案されてるんですか。それお答えください。そういうこともないのに、こういう誓約書を結ぶ。それで分納誓約がきっちり分納と言えない。毎月きっちりほかの方は100万円、50万円、この不景気の中、先付小切手を預かって、ジャンプもせんと払っておられるわけですよ。

そういう方がほとんどでしょう。

その一方で、分納誓約といいながら、毎月きちりした額が入らない。もらいに行ったときにこれだけあるわ、そんなら持って帰ってということでは分納とは言えないし、こういう購入の約束もないものを購入の約束を前提にして誓約書とすると。それで高額滞納政策が進んでということは絶対言えないと思いますよ。その点、市長どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。  
市長（向井通彦君） 都市計画事業で街路事業として都市計画決定をいたしているわけでございます。さらに、駅前再開発を一時凍結をして、我々は駅前広場をつくる、残りは民間開発でやっているただくという振り分けをしたわけなんです。

一方では、所有者から公有地拡大推進法というのがありますね、公拡法というやつです。公拡法によって買い取り申し出が出る。したがって、それについては買うか買わないかの返答をしないとイケないわけですね、我々事業者の方は。その中で、債務負担行為として上げさしていただいているということでございます。

その通常に分納分と、それからたくさん用地をお持ちですから、仮にどっか売却した場合、それは市であろうと民間であろうと、いわゆる臨時的収入として入るわけですね。そのときには必ずまずそれに見合った分を入れてくださいよという形をお願いしてるわけなんです。ですから、至極当然であり、そういうものがあつた場合には、必ず捕捉できるということを我々がやっているわけでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。  
4番（大森和夫君） この誓約書は、昨年2月に結ばれてるんですね。今、市長が言われた債務負担行為は、その年の4月ですわ。債務負担行為を議会で諮る前にこの誓約書が結ばれてるわけですわね。こういう点から見ても、市が土地を購入すると、この購入が前提になった誓約書ということが言えると思います。

それから、市長は、こういうことは当然だとおっしゃいましたけども、そしたらお聞きしますが、牧野公園、この方は市が土地を買ってもその分に関しては、その分の上乗せ、税金をいただ

いてません。こういう話もしてない。税金を市が購入した分、所得が入ったからお払いくださいという交渉もしてないと。これは当然当然どころか非常識な対応ということですね。これは改めるということですか、お答えください。

議長（角谷英男君） 向井市長。  
市長（向井通彦君） その当時の連携が十分なかったという点については、議会でも御答弁申し上げたところでございます。そういう反省も踏まえて、今回といいますか、そういう形でその用地の買収の可能性がある、あるいは用地の売却の可能性があるということについて、一定そういうときが来たときにはきちりと払ってくださいよということをお知らせ願いをしたと、こういうことでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。  
4番（大森和夫君） 市長ね、そんな反省だけではあきませんよ。市の財政状況、高額滞納者に対する施策が一番求められるて谷部長もお答えになったでしょう。公平な税制こそ大事ですと、それを貫いてますと部長おっしゃいましたよね。これは不公平ですよ。

ある人には市が土地を購入して所得があるのに、収入があるのに、その分に関して税金をもらわない、ある人には土地購入も決まってるのに、それを前提に税金払ってくださいと。きちり分納してるかと思うと、分納もきちりとは言えない状況があると。こんなもん、土地購入先にありき違いますか。そういうことでは納税者は納得しないと思います。その点、最後にちょっと市長の答弁お願いいたします。

議長（角谷英男君） 向井市長。  
市長（向井通彦君） ですから、その時期は明示しておりませんが、その土地というのはさっきも言いましたように、既に都市計画決定をしてる部分が含まれてるわけですね。ということは、将来街路事業として用地を買うということになるわけでございますから、したがってその部分、御指摘あつたようにあらかじめそういう形で誓約をさせたということ。

今おっしゃってるのは、駅前広場のことも触れられてるんかというふうに思いますが、これにつ

いては先ほども言いましたように、公有地拡大推進法による買い取り申し出のあった土地でございますから、これについても駅前広場として、面積は別にして、将来さっきの振り分けをした中で公共側が対応するという場所でございますから、一定それらも含めてそういう時点が生じたときには、それに見合った税を払っていただきますよということをお互いに確認をしたと、こういうことでございますから。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 次に、市長、3住宅の件についてお聞きしますけども、この市長の市政方針案2ページ目にこうあるんですね。「私は、市長就任以来、直接市民の方々と「対話」を通じ、市民の声を市政に反映することに努めてまいりました」と。あと中抜きまして、「真の地方自治の実現のためには、市民と行政が役割分担し、相互に連携しながら、ともにつくるまちづくりが求められており、市民一人一人がまちづくりの担い手として市政のあらゆる分野に参画し、知識や技能を発揮できる仕組みをつくることが重要である」と、このように述べられているんですけども、こういう姿勢が貫かれていれば、今のこの3住宅の皆さんとのこういう裁判ごたの事態というのは、起こってなかったんじゃないかと思うんですね。

まず、市長にお聞きしたいんですけども、今私が述べましたような市長の方針の中で、市長は3住宅の住民の方と対話を進めてこられたと思っているのかどうかお聞かせ願いたいのと、こういう住民の方が反対するような住宅建てかえ政策、これを改めることを検討したことがあるのか、それから検討する上で障害があるとすれば何なのか、その点お答えください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、御質問の中に住民というのがよく出てくるんですが、私は住民と入居者という言葉は違うようにいつも話をさせていただいております。住民というのは泉南市住民6万5,000、入居者は今たくさんそのほかもおられますけども、今おっしゃっておられる方々、3住宅の方々と、こういうことでございます。ですから、その辺はやっぱりきっちりとすみ分けを、使

い方をきっちりとやっていただきたいと思います。

私は、就任してからその3住宅の方々と鋭意お話をしてきました。本当に我々も誠意を持って話ししてきたつもりでございます。それについては、いささかもそういう御指摘あるようなことはございません。

ただ、長い歴史のある話でございますから、私どもも一生懸命古い倉庫の隅々まで調べて、あらゆるわかる範囲の資料を引っ張り出してお話をさせていただきました。入居者の方々からは一定の結論も出してくれという話があった中で、結論を出したわけでございます。その後、代表者の方だけではということで、全員にもその辺の説明をしてくれということで水道庁舎3階でもやりました。それ以後もお互いに壁から離れて何とか隘路を見つけようやないかということで話し合いもしてまいりました。私どもは、決して話し合いそのものについて拒んだことはございません。

ただ、残念ながら入居者の方々からは訴訟の提起というお話がございましたんで、そのときは私は私なりの意見を申し上げたところでございますが、これは裁判というのも1つの権利でございますから、私どもがとめるとかやりなさいとか、そういうふうな立場にございませんから、入居者の方々の意思でそういう選択をされたわけでございます。非常に残念に思っております。

本来、公営住宅というのは、できるだけ多くの皆さんに御利用いただくというのが趣旨でございます。払い下げというのは例外中の例外と、こういうことでございますからね、本来の考え方に基づいての建てかえということを推進していくべき、これが公営住宅であるというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市民と入居者を区別して考えるというのは、僕はということなのかと思えますわね。市長の気に入らん人は市民じゃなくて、市長に逆らう人は市民ではないと、私はそういうふうに聞こえますよ。

それから、市長は3ページの中で、市民ニーズの的確な把握に、そして市政への反映に努めると、こう書かれてますよね。

隘路を見つけるのが市長の仕事だと思うんですよ。建てかえの方針には、国を相手に話し合うことも大変必要でしょうけども、市民の声を生かしてこそ市長と違いますか。

それから、3住宅全員の方が今の方針に反対してるんですよ。こういう方の市民の声を聞いた方針に再検討しよう、そういう意識は全くありませんか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何度も申し上げておりますように、お互いに隘路を見つけましょうというのが裁判の前のお互いの理解事項だったわけですね。私もはそういう方針でいろんな他の手法も含めて検討をしていたわけでございます。したがって、その隘路を見つけるというのは、あなたは今市長の仕事やと言われましたけども、そのとおりでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長ね、そしたら引き続き聞きますけども、建てかえの財政的な、財源的な保証はあるんですか。

それから、建てかえが市民の願いというふうに言いましたけども、今の財政的な観点でいいますと、宮本、前畑住宅の建てかえ、それから学校の建てかえ問題、特に市営住宅、住宅問題でいえば一番今求められてるのは前畑、宮本住宅の建てかえと違いますか。この裁判が決着すれば、建てかえがすぐできるような保証、財源的な保証というのはありますか。それから、それなりのプラン持ってはりますか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 住宅再生マスタープランをごらんいただきたいと思うんですが、3住宅すべて一緒に建てかえるということにはなっておりません。転がし方式ということで、どちらかからまずやって、そして入れかえながら順次やっていくということになっているわけでございます。

当然、建てかえについては補助も出ます。当然、起債の充当もございます。ですから、それらを組み合わせる建てかえを行っていくという方針をマスタープランの中では示しているわけでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長ね……

〔成田政彦君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） ただいま市長が大森議員の発言に対して、住宅の皆さんを市民でないようなああいう発言をされました。市長は訂正されなかったんです。あれ、ちょっと議事録とって、どうのことを市長が言うたのか、今3住宅の問題について、住民の方についてどうのことをあのとき、どういう発言か、ちょっと議事録とってほしいんですわ。重大な発言してますよ、あのとき。区別して、市民と住民の人を。問題ですよ、これ。ちょっと議会とめて議事録きちとやってくださいよ。重大問題ですよ、あれ、あんな答弁。税金払うてくれへんで、あんな自分と敵対するためにあんなこと言うたら。あんな失礼な言い方ないで。あんな言い方あかんで。

議長（角谷英男君） 暫時休憩します。

午後4時13分 休憩

午後4時43分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど成田議員より市長の発言について議事進行がございました。議員各位のお手元に議事録を戻しましてコピーをいたしまして御配付をさせていただいております。成田議員におかれましては、その議事録を見られまして、どの部分が問題があったのか御指摘をいただいて、その後市長に答弁をいただくことにしたいと思います。成田君。

18番（成田政彦君） 私は、この議事録を起こした、私は住民と入居者という言葉は違うようにいつも話をさせていただいております、この部分の入居者という言葉は違うようにと、この部分で、市長は入居者というのは6万5,000の市民の1人であると、それではないということをおこで言うてるのか、そうじゃないと、入居者の方も大切な市民であると、ちゃんと話は聞かならん、そういう市民である、その点ちょっとお伺いしたいと思うんです。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は、そこに書いてありま



すように、住民というのは6万5,000、もう少し細かく言いますとすべての市民と、こういうことでございます。

今、議論になっておりますのは、先ほども成田議員とやりとりするのもおかしいんですが、大森議員の質問で住民の意向を尊重しというのを言われましたんで、住民の意向というのは6万5,000市民のことでしょうと、こういう意味で申したわけですから何ら問題はないと、こういうことでございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） こんなことで時間とる

僕はそんな市長の、自分の思いを語るんじゃないで、正直に入居者の方も市民ですと、そう言ったらそれでいいんです。そんな今のような説明したらちょっと納得できませんわな。そういう自分の思いを、ほんまに入居者の方は市民ですと、変わりませんと、こういう立場で あなたはちょっと違うで、今言ったこと。

議長（角谷英男君） 向井市長。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君） それはもう当然のことです。ですから、何でそういうことを聞かれるのかと逆におかしいぐらいで、入居者の方も当然泉南市民でございますから、何らその点は異論はないわけでございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 私は催告されて入ってきたから、この文書見たんですがね。これは議事進行して催告されて入ったときは、既にその問題は解決してるということが前提で私は入ってるつもりなんです。議事進行を言った人と市長とが論議するということは、あり得ない話なんです。

その点、議長、処理の方法をちゃんとしてもらって、そしてやっぱりここで解決したものを、ここで市長が誤りであれば誤り、そうでなければないということを断言されたら、それなりに進行するということしかやむを得ないんじゃないですか。

〔和気 豊君「議長」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今、巴里議員からいみじくもありましたように、議事進行の問題について

議長が休憩をおとりになった。本来、ここへ出てくるときには既にその処理機関として議会運営委員会等があるわけですから、そこで一定の処理をされて、ここへ出てきた場合には、もうそのことで議事進行のやりとりがされなくてもいいようにして臨んでほしかったなというふうに思うんですが、今でも遅くはないと思いますので、ひとつ処理方よろしくお願いをしたい。

議長（角谷英男君） 休憩中につきましては、先ほどお手元にお配りしてるものを両者にお見せをいたしまして、その部分についての話も終えたくもりで私は会議を再開いたしております。

以上であります。

今、市長が答弁いたしましたが、問題がなければ会議を続行したいと思います。巴里君。

22番（巴里英一君） 進行か運営になるか、これね、議事進行を宣言した人を議長が受けて、これが一定の方向として出てきたと私は理解してるから、これで質問者が理解したということが前提でなくては、こういった形の開会は、僕は余り無理をするようなことはあってはならないとは思っています。

しかし、出てきた以上、議長が宣告した以上、市長が答えたことに対して、市長はこの部分とことはそういう意味では違いますよということが理解できるかどうかの問題であって、この言葉が即それは市民ではないということを判断するかしないのかは、その人により違う部分もあるかと思うんですね。その点の議長の判断次第であるというふうに思います。

議長（角谷英男君） ですから、先ほど申し上げましたように、休憩中におきまして、質問しておられる大森議員、また議事進行をかけられた成田議員、市長にもこの文章をお見せしまして、特に議事進行をかけられた方には、一定話し合いが御了解をいただいたと、市長におかれてもこの部分でありますということで御了解をいただいたということで、議事を再開させていただいたわけでありまして。最後に市長、もう一度明快な答弁を願いたいと思います。向井市長。

市長（向井通彦君） 6万5,000市民というのは、すべての方々を含んでいるのは当然でござい

ます。

議長（角谷英男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

大森議員の再質問を許可したいと思います。大森君。

4番（大森和夫君） 議事進行でもありましたように、市長の姿勢というのは、やっぱり住民の皆さんに対しては厳しい、そういうものの反映の言葉だと思います。そういう意味では、ここの市政方針にあるように市民の声を直接聞くと、こういう立場を徹底してやっていただきたいというふうにお願いいたします。

次に、同和更生貸付基金についてお聞かせ願いますが、大田部長の方からは責任を感じてるということをおっしゃいましたけども、市長としてこの問題に関して、既に5,380万が未収金になってるという点では、これはもう市民の血税がどっか行ってしまったと、なくなったという点では、今すぐ対応する問題であります。そういう点で、市長はこの問題に対してどのような認識を持って市民に説明されるのか、御答弁をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この貸付基金につきましては、御承知のように昭和40年、泉南町の時代に条例を制定されて以後、この資金を活用されて、生活更生等地域の皆さんが活用されたと。それについて大きな成果を上げてきたというのは、十分評価できるというふうに思います。

ただ、長い歴史の中で、現在においてなお未償還金があるということについては、先般の協議会でも申しあげましたように、歴代の行政あるいは責任者として当然責任はあるというふうに思っております。私の場合は平成6年からと、こういうことでございますけれども、資金回収という面で十分な手だてがなされなかったということについては、当然責任を感じているところでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長が大きな成果を上げてきたと、地区の住民の皆さんにと。私、もう驚きますわ。これ30万円というお金が更生をもとにして借りて、返すのが条件ですよ。連帯保証人

2人つけて、これが返されてないんですよ。これが更生に役立ったとお思いですか。

いろいろな事情があって返されない方を含めて、きっちり返ってきてこそこの条例の趣旨が生きているのと違いますか。この地域の方にこの5,380万未収金になってのことも受けて、大きな成果を上げていたという市長の認識というのはちょっとおかしいんじゃないですか。その点お願いします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私が申し上げておりますのは、この貸付状況のいわゆる回転率でございます。1億7,300万の貸し付けをして トータルです。そして返済が1億1,900万ということでございます。基金そのものの額に比べて非常に回転をしているということでございますから、同和地区の皆さんの生活更生に大変役立った基金ではないかと、こういう一方では評価をしたということでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長は責任感持たとおっしゃってますけど、これはもう責任をいっつも感じてない、そういう表明だと思いますよ。これ、例えば昭和43年、この時期には1,200万の貸し出しがあって100万しか返ってきてないでしょう。府下でも回収率の平均何%ですか。68%ですか9%ですか、それで泉南市が13.9%ですよ。どんな理由をもってこれが回転率がいいから、こういう返還されてないことが容認されるような発言が出てくるのかね。

例えば、今言いましたような昭和43年、1,200万貸して1,100万が未収金になってるような実態、これはもう条例違反も十分考えられるような実態があるのではありませんか。その点から市長はこれが評価できるというふうに言えるのか、大阪府に未収金なってる問題も、市民にとって税金が消えてしまったことも、それも含めて成果というような実態とされているのか、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 確かに未収金があるというのは何も否定してはございませんで、それは大きな問題として当然あるわけでございます。

ただ、昭和40年から今日まで、この基金の果たしてきた役割というのも一方ではあるわけでございますから、これについてはやはり評価すべき点があるということを申し上げたわけでございますから、あなたのように何もかにもこの基金そのものを否定するようなことということは、私は少し違うのではないかと。やはり長い歴史の中で、それだけの成果も上げてきたのも事実だというふうに思っております。

ただ、何事においてもプラス面とマイナス面とあるというふうに思いますが、現在の置かれてるこの返済率の悪さということについては、負の遺産だというふうに考えてますから、これについては当然責任を感じてると、こういうことでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長ね、そしたら何で平成5年にこの基金が貸付停止になって条例廃止になったんですか。成果があると言うなら、市長はこの条例もそのまま引き続きすべきやと思ってるし、貸し付けも引き続き行うべきやと思ってるんですか。この平成5年に貸し付けが禁止になった理由はどういう理由ですか。貸し付けが中止になった理由はどういう理由ですか。今度条例が廃止になった理由はどうですか。役に立つと言うんだったら、ずっと続けることを主張するべきではないですか。その点どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 条例は今廃止をされておられません。今回廃止を提案しているわけでございます。

それと、今の大阪府の同和対策主催者会議の方でこの新規貸し付けについては、一応平成5年度で終わるとこの一つの取り決めが行われております。これは当然府とも話し合いの中ということでございます。

廃止の理由については、ことしの3月末で特別対策については終了するというを受けて廃止をするということでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） この同和貸付資金というのは、100%返してる市もありますよ。府下の平

均は68%ですよ。この更生貸付資金というのは、お貸して更生に役立って、それが市に返ってきて、それで初めてこの条例の趣旨が生きてくるんですよ。これで初めて成果があったと言えるんですよ。

税金がこれだけむだ遣いになって、市長は胸痛むことないんですか。5,380万という税金が泡と消えて、何にもその責任を感じてないのか。その点、本当に市長の姿勢というのは驚くんですけども、市長、1つお聞きしますけども、ここの責任、原因ですよ。未収金が大きくなった原因、これはどこにあると思いますか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、この基金ですが、あなたの言をかりますと、全くといいますが、効用がなかったようなことをおっしゃいますが、そこは評価の考え方は違います。

それと、先ほどから言っておりますように、昭和40年代からこの基金が活用されて、あなたが今おっしゃったように、昭和40年から四十五、六年、50年前半ぐらいまで貸付総額が非常に多くて未納額が多いということについては、数字としてはそのように出ております。したがって、先ほどから申し上げておりますように、この問題については、歴代の行政あるいはトップが当然責任を感じるべきことということを申し上げたわけでございます。

それから、未収金の回収が非常におくれてるといふか、そういうことについては、全体の私どもの評価においては、特に近年においては貸付額が非常に少なくなってきたわけですが、その回収に努めていたという経緯がありますけれども、しかし十分追跡なりでき得なかったという点があるかというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長ね、情報公開を進めていくということでおっしゃってましたけども、この問題は先ほど市長も言いましたように、他市では13年度中に条例が廃止されてるわけですよ。条例が廃止提案されて、各市で廃止されてます。情報公開を旨とされる市長が何でこの問題を15年度まで先送りされたのか、その理由を教えてください。

ださい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） できれば3月末で廃止なり  
廃止するかどうかは市町村の考えということで  
ございますが、府基金の残余额、これについて  
3分の2を大阪府は返してほしいと、こういう  
ことでございました。

ただ、我々の方も昨年10月から健康福祉部で  
過去にさかのぼってのいろんな調査をさしてお  
りましたけれども、その議案提出日というんです  
か、そこまではまだ十分な整理ができなかった  
ということで、1つのサイクルがおくれたわけ  
でございますが、この6月議会で御提案をさ  
していただいているということでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 処理がおくれたとか、  
これは市長会の申し入れで13年度中に処理  
しようということで確認もされて、泉南市と  
泉佐野市と羽曳野市、これ以外は全部13  
年度中に処理されてるんですよ。これだけ  
未収金も多くて、大きな市民の税金をいか  
にして解決していくか、むだに使われていた  
ことをどうやって解決していくかということが  
第一に問われる問題を、私はやっぱり13  
年度中に処理をして、市長選挙の前にも大  
いに市民の皆さんに発揮すると、訴えると、  
処理の仕方、責任問題、それが情報公開を  
旨とする市長の責任だと思し、市長が再々  
盛り上がりがない選挙やというふうにおっ  
しゃってますけれども、こういうことをき  
っちり市民の前に明らかにし、責任問題  
も市民の皆さんの議論を経るようになれば、  
市長選挙も盛り上がったと思いますよ。そ  
の意味では、アンフェアな方法じゃなかっ  
たかと思うんです。どうですか、市長。

そんなん13年度処理がおくれたと言う  
のでしたら、市長の公約に書いてある情報  
公開という制度にも、情報公開を進める  
という市長の姿勢にも反してますし、行  
政手腕があるとおっしゃってる市長の公  
報にも反する、そういう内容と違いま  
すか。どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） できるだけ早く調  
査を進めるようにということで督励もいた  
してありました

けども、何分昭和40年代からのこと  
でございますから、それらの資料の作成、  
収集等時間がかかったというのも事実  
でございますから、1つサイクルおくれ  
ましたけども、今回上程をさして  
いただきますので、まずその議案審議  
の方をよろしくお願ひしたいと、こ  
のように思います。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 他市よりおくれ  
て時間かけて調べていたとおっしゃ  
るなら、昭和43年、今言いました  
ように1,200万貸し出しして1,100  
万未納金があると、この実態の理由  
はどこにあると感じですか。それ  
から、おくれた原因の中には条例違  
反があったと認識されているのか、  
その点お答えください。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君）  
お答えします。

条例違反につきましては、私どもの方  
で調査した中では、どれが条例違反  
してるかということの確認はでき  
ませんでした。

それと、おくれた理由でございます  
が、我々担当部局に市長の方から調  
査するように命じられまして、我々  
といたしましても3月議会上げる  
べく作業を進めたわけですが、結  
果として資料が、それまでに調査  
が済まなかったというようなこと  
で、3月議会上に提案できなかった  
ということで今議会上に提案さ  
していただいたということでござ  
いますので、よろしくお願ひ申し  
上げます。

〔大森和夫君「昭和43年は」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君）  
43年の件でございますが、これにつ  
きましては、我々43年度だけを調  
べたんじゃなくして、40年度から  
残っているすべてを調査したわけ  
でございますが、原因につきましては、  
我々その未納者の方の追跡調査、  
どこに住んでおられるのか、それ  
と亡くなっておられるのか、それ  
とも転出されておられるのか、そ  
ういう点で、市内でおられる方  
についてはうちの市民課の方で確  
認はできるわけですが、市外でお  
られない方につきましては他市  
町村へ照会文書を出し、そういう  
ことで時間を要したということで、  
ただ43年度の分について、なぜ  
これだけ滞納が多かったかとい

ことは、確認はできませんでした。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 部長も市長も、これだけの他市に比べて悪い状況でしょう。これはもう借名貸しとか偽名貸しがなかったんかどうか。それから、43年に係っては92%が未収金になってるんですよ。組織的な問題がなかったのかどうか、そういうこともきっちり調べてこそ責任を感じて原因究明ということと違いますか。本当に何を調べてきたんかと思えますよ。

もちろん、市の姿勢も問題ありますけども、集金人の問題も当然あると思いますよね。それから、催告してなかった問題もありますけども、集金者はどういう方がしていたのか、それから催告はなぜ行わなかったのか、何ですべてこういう時効になって済ましたのか、その点お答えください。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、集金人の件ですが、40年から51年までの間には、支部の雇用という形で1人雇っておりました。

〔大森和夫君「支部てどこの支部」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 鳴滝解放同盟の支部でございます。

それと、51年から平成9年9月までは、同和対策室の企画調整課の非常勤嘱託という形で、51年4月から平成3年7月までは1人の方、そして平成3年8月から平成9年9月まではまた別の方という形で雇用いたしてございました。

そして、督促の件でございますが、なぜ督促をしてこなかったかと、古いことでございますので、我々もなぜかと言われますとちょっとお答えすることはできないわけでございますが、結果として文書的な督促はしておらなかった。記録としては残っておりませんので、そのようにお答えさせていただきます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 原因追及も非常に甘いということを思いますわ。集金人に対しても、これきっちり指導してるんですかね。市長に1つお聞きしたいんですけども、この集金をお願いしてた解放同盟鳴滝支部、この支部は今度の市長選挙で市

長を推薦してますね。そういう点で甘いということではないですか。その点どうですか。もっと厳しく集金人への指導、調査を行うべきではありませんか。その点どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。時間ありませんので。

市長（向井通彦君） なぜそういうことを言われるのかよくわかりませんが、全くそんなもの関係のない話でございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 関係あるかないかは、きっちりやっぱり市長選挙の前とか、早く情報公開するとか、市長選挙の前に大きく、何でこういう未収金が起こったのか、集金人がだれだったのか、そういうことをはっきりしていれば、関係ないかどうかは市民が判断することですよ。そういうこともしないで、市長の言葉というのは納得できません。

これからも原因追及と、それから借名貸しとか偽名、組織的な未収金ということはなかったかどうか、これは追及するのが議会の責任だということをお訴えまして、質問を終わります。

議長（角谷英男君） 以上で大森議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明25日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明25日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後5時11分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 大 森 和 夫

大阪府泉南市議会議員 前 田 千代子